資料３

平成20年度被告人国選弁護報酬基準の改正について

第１　改正案の概要（別添「被告人国選弁護報酬基準改正案の概要」）

簡裁，地裁単独，地裁通常合議，地裁裁判員対象事件の各報酬基準について，以下の見直しを図る。

①　「整理手続なし」事件類型

現行基準は，基礎報酬を３段階の定額方式とし，公判期日４回目から公判加算（立会時間による加算）方式を採用しているところ，今回の改正案では，基礎報酬の３段階制を改め，公判加算を第１回公判期日から導入することとした。

②　「整理手続あり」事件

現行基準は，公判期日２回目から公判加算方式を採用しているところ，今回の改正案では，公判加算を第１回公判期日から導入することとした。

（改正理由）

現行報酬基準は，最高裁が定めたいわゆる３開廷基準の考え方を参考にして，公判期日３回を要する３開廷の事件を標準とした，３段階の定額加算方式を採用している。ところが，現状の実務の運用を見ると，今般の審理の迅速化により，事件の大半が公判開廷回数１回で結審し，弁護人の準備も前倒し的に行われ，また，これに伴い，第１回期日から証人尋問等の実施により審理時間が長くなっている傾向がある。そこで，こうした審理の迅速化傾向と弁護人の活動の実情を踏まえ，「整理手続なし」事件の基礎報酬３段階制を廃止するとともに，弁護人の事前準備の労力を評価できるよう報酬額を改めることとし，また，第１回公判期日から長時間の審理がされている現状に対応すべく，「整理手続なし」事件・「整理手続あり」事件のいずれについても，第１回公判期日から審理時間による加算方式を導入することとしたものである。

第２　改正案の具体的内容

１　簡裁，地裁単独，地裁通常合議，地裁裁判員対象の「整理手続なし」事件について

（改正内容）

1) 基礎報酬の見直し（３段階制の廃止＋報酬額改定）

基礎報酬を次のとおり見直す。

事件類型	改正案	現行基準
簡裁・整理なし	１回 66,000 円	1 回 60,000 円 2 回 66,000 円 3 回 72,000 円
地裁単独・整理なし	１回 77,000 円	1 回 70,000 円 2 回 77,000 円 3 回 84,000 円
地裁通常合議・整理なし	１回 88,000 円	1 回 80,000 円 2 回 88,000 円 3 回 96,000 円
地裁重大合議・整理なし	１回 99,000 円	1 回 90,000 円 2 回 99,000 円 3 回 108,000 円

2) 公判加算の見直し

公判加算は，第１回公判期日から時間に応じて加算する方式とする。

ただし，第１回公判期日における 45 分程度の活動は，基礎報酬で評価されていることから，45 分を超える部分について，時間に応じて加算する。

【地裁単独・整理手続なしの例】

（改正案）

公判時間	第１回公判加算	第２回公判以降の加算
～ 45 分	0 円	5,800 円
45 分～ 1 時間 30 分	5,800 円	8,200 円
1 時間 30 分～ 2 時間 30 分	8,200 円	13,600 円
2 時間 30 分～ 3 時間 30 分	13,600 円	20,500 円
3 時間 30 分～ 4 時間 30 分	20,500 円	29,100 円
4 時間 30 分～ 5 時間 30 分	29,100 円	40,600 円
5 時間 30 分～	40,600 円	47,400 円

（現行）

公判時間	第４回公判以降の加算
～45 分	5,800 円
45 分～1 時間 30 分	8,200 円
1 時間 30 分～2 時間 30 分	13,600 円
2 時間 30 分～3 時間 30 分	20,500 円
3 時間 30 分～4 時間 30 分	29,100 円
4 時間 30 分～5 時間 30 分	40,600 円
5 時間 30 分～	47,400 円

（改正理由）

1)　基礎報酬の見直しについて

①　現行の報酬基準は，最高裁が定めた支給基準（いわゆる３開廷基準）の考え方を参考として，３開廷の事件を標準として策定されたものである。この標準的事件において想定される審理経過は，次のようなものと考えられる。

【第１回公判期日】冒頭手続，検察官立証（証拠書類の提出）

【第２回公判期日】弁護側立証（証拠書類提出，情状証人），被告人質問

【第３回公判期日】論告，弁論

現行の報酬基準は，これを踏まえて，例えば，最も多い事件類型である地裁単独事件の基礎報酬については，公判期日の回数が１回の場合は 70,000 円，２回の場合は 77,000 円，３回の場合は 84,000 円と定めたものである。

②　ところが，現在の実務の運用を見ると，現行基準が想定した以上に審理の迅速化が進んでおり，従前であれば３回の公判期日を費やした事件の大半が，１回の公判期日で集中的に行われている実情にあり，これに伴い，弁護人の準備はその分前倒し的に行われている。

現行の報酬基準は，公判期日の回数等の客観的指標に基づき一律の算定をするものであるから，現行基準を現在の実務にそのまま適用すると，開廷回数の減少傾向に伴い，報酬額も段階的，定額的に減少することとなるが，それでは，弁護人の準備の前倒しにかかる労力を評価できていないという不合理な結果を招く。

③　現在の実務の状況にかんがみると，１回の公判期日で終了する事件であ

っても，後記の公判加算の見直しと相まって、現行報酬基準における公判期日回数３回の報酬額（84,000 円）に相当する程度の報酬の支給が可能となるように（ただし，出廷回数が３回から１回に減ることによる労力減に応じた相当額を減じる），基礎報酬額の見直しを図り，弁護人の労力を反映した基準とする必要がある。

④　そこで，例えば，地裁単独の基礎報酬額については，現行基準の 3 回公判 84,000 円を基礎とし，同額から，２回分の出廷にかかる労力減を考慮した一定額を控除して，77,000 円とするものである。

これによれば，１回の公判期日（60 分程度）で審理を終えた場合，基礎報酬及び公判加算は，基礎報酬額 77,000 ＋公判加算額 5,800 ＝ 82,800 円となる。

2)　公判加算の見直しについて

①　現行の報酬基準では，「整理手続なし」事件については，３回目までを定額とし，４回目以降は審理時間に応じた公判加算がされている。ところが，現在の実務では，審理の集中化，迅速化に伴う審理回数の減少に伴い，第１回公判期日から証人尋問等を実施するなど，公判期日１回当たりの審理時間が長くなる傾向にある。

②　現行基準は，公判期日 3 回までに対する報酬は定額の基礎報酬のみであり，これをそのまま適用すると，例えば地裁単独事件においては，第１回公判期日で証人尋問を実施するなどしたうえ，論告，弁論を含むすべての審理を終えた場合，いかに審理に長時間を要したとしても，算定される報酬は基礎報酬の 70,000 円のみであり，公判加算はされない。現在の実務の運用状況にかんがみると，現行基準は弁護人の労力の多寡を適切に反映したものとは言い難いものとなっている。

③　そこで，実務の運用にかんがみ，弁護人の労力を反映したメリハリのある基準とするため，基礎報酬の見直しと併せて，公判加算の前倒しを図ることとし，公判加算については，第１回公判期日から審理時間に応じて加算することとした。ただし，第１回公判期日における 45 分程度の活動は基礎報酬で評価されていることから，45 分を超える部分について時間に応じて加算することとした。

２　簡裁，地裁単独，地裁通常合議，地裁裁判員対象の「整理手続あり」事件について

（改正内容）

公判加算は，第１回公判期日から時間に応じて加算する方式とする。ただし，第１回公判期日における 45 分程度の活動は基礎報酬で評価されていることから，45 分を超える部分について時間に応じて加算する。

【地裁単独・整理手続ありの例】

（改正案）

公判時間	第１回公判加算	第２回公判以降の加算
～ 45 分	0 円	6,400 円
45 分～ 1 時間 30 分	6,400 円	9,600 円
1 時間 30 分～ 2 時間 30 分	9,600 円	16,800 円
2 時間 30 分～ 3 時間 30 分	16,800 円	25,900 円
3 時間 30 分～ 4 時間 30 分	25,900 円	37,200 円
4 時間 30 分～ 5 時間 30 分	37,200 円	52,000 円
5 時間 30 分～	52,000 円	61,100 円

（現行）

公判時間	第２回公判以降の加算
～ 45 分	6,400 円
45 分～ 1 時間 30 分	9,600 円
1 時間 30 分～ 2 時間 30 分	16,800 円
2 時間 30 分～ 3 時間 30 分	25,900 円
3 時間 30 分～ 4 時間 30 分	37,200 円
4 時間 30 分～ 5 時間 30 分	52,000 円
5 時間 30 分～	61,100 円

（改正理由）

① 現行の報酬基準は，本格的な証拠調べは第２回公判期日以降に行われることを想定して，１回目は定額の基礎報酬とし，２回目以降は審理時間に応じた公判加算をするものである。

② ところが，現在の実務では，公判前整理手続に付された事件については，第１回公判期日から審理時間をとって可能な限り証拠調べが行われている。よって，第１回公判期日から審理時間が長くなる傾向にある。

そのため，現行基準をそのまま適用すると，例えば地裁単独事件においては，第１回公判期日から長時間の証人尋問等の審理が行われた場合，第

２回公判期日以降は審理時間に応じた公判加算がされるものの，第１回公判期日については，基礎報酬の 80,000 円のみであり，公判加算はされない。現行基準は，集中的な審理を行い，そのため第 1 回公判期日の審理時間が長くなるような場合であっても，それに見合った公判加算がされないため，現在の実務の運用状況にかんがみると，弁護人の労力の多寡を適切に反映したものとならなくなっている。

③　そこで，弁護人の労力を反映したメリハリのある基準とするため，第１回公判期日から審理時間に応じて加算することとした。ただし，第１回公判期日における 45 分程度の活動は基礎報酬で評価されていることから，45 分を超える部分について時間に応じて加算することとした。

以　上

被告人国選弁護報酬基準改正案の概要

赤字　改正部分
青字　現行基準

即決

普通契約

基礎報酬　50,000円（定額）
公判加算（例外的に公判が2回以上開かれた場合）
3,000円×（手続期日の回数－1）

一括契約

基礎報酬
事件数 2件　5%減　95,000円
3件　10%減　135,000円
4件　15%減　170,000円
5件以上　20%減　50,000円×件数×80%
公判加算（例外的に公判が2回以上開かれた場合）
3,000円×（手続期日の回数－1）

整理手続なし / 整理手続あり

基礎報酬 ＋ 公判加算（公判1回目から）

簡裁

整理手続なし

基礎報酬

1回	66,000

↑

1回	60,000
2回	66,000
3回	72,000

※4回目以降公判加算

公判時間	1回目	2回目（4回目）以降
～45分	0	5,600
45分～1.5h	5,600	7,700
1.5～2.5h	7,700	12,600
2.5～3.5h	12,600	18,600
3.5～4.5h	18,600	26,400
4.5～5.5h	26,400	36,900
5.5h～	36,900	42,900

整理手続あり

基礎報酬

1回	70,000

公判時間	1回目	2回目以降
～45分	0	6,200
45分～1.5h	6,200	9,100
1.5～2.5h	9,100	15,800
2.5～3.5h	15,800	24,100
3.5～4.5h	24,100	34,500
4.5～5.5h	34,500	48,200
5.5h～	48,200	56,500

地裁

単独

整理手続なし

基礎報酬

1回	77,000

↑

1回	70,000
2回	77,000
3回	84,000

※4回目以降公判加算

公判時間	1回目	2回目（4回目）以降
～45分	0	5,800
45分～1.5h	5,800	8,200
1.5～2.5h	8,200	13,600
2.5～3.5h	13,600	20,500
3.5～4.5h	20,500	29,100
4.5～5.5h	29,100	40,600
5.5h～	40,600	47,400

整理手続あり

基礎報酬

1回	80,000

公判時間	1回目	2回目以降
～45分	0	6,400
45分～1.5h	6,400	9,600
1.5～2.5h	9,600	16,800
2.5～3.5h	16,800	25,900
3.5～4.5h	25,900	37,200
4.5～5.5h	37,200	52,000
5.5h～	52,000	61,100

通常合議

整理手続なし

基礎報酬

1回	88,000

↑

1回	80,000
2回	88,000
3回	96,000

※4回目以降公判加算

公判時間	1回目	2回目（4回目）以降
～45分	0	6,000
45分～1.5h	6,000	8,700
1.5～2.5h	8,700	14,700
2.5～3.5h	14,700	22,300
3.5～4.5h	22,300	31,800
4.5～5.5h	31,800	44,400
5.5h～	44,400	52,000

整理手続あり

基礎報酬

1回	90,000

公判時間	1回目	2回目以降
～45分	0	7,500
45分～1.5h	7,500	12,300
1.5～2.5h	12,300	23,200
2.5～3.5h	23,200	36,800
3.5～4.5h	36,800	53,600
4.5～5.5h	53,600	74,700
5.5h～	74,700	88,300

裁判員対象事件

整理手続なし

基礎報酬

1回	99,000

↑

1回	90,000
2回	99,000
3回	108,000

※4回目以降公判加算

公判時間	1回目	2回目（4回目）以降
～45分	0	6,200
45分～1.5h	6,200	9,100
1.5～2.5h	9,100	15,800
2.5～3.5h	15,800	24,100
3.5～4.5h	24,100	34,500
4.5～5.5h	34,500	48,200
5.5h～	48,200	56,500

整理手続あり

基礎報酬

1回	100,000

公判時間	1回目	2回目以降
～45分	0	7,900
45分～1.5h	7,900	13,200
1.5～2.5h	13,200	25,300
2.5～3.5h	25,300	40,400
3.5～4.5h	40,400	59,000
4.5～5.5h	59,000	82,200
5.5h～	82,200	97,400

控訴審・上告審

控訴審

基礎報酬（原審）

即決	40,000
簡裁	50,000
地裁	60,000

※記録が膨大な場合は、基礎報酬増

※1回目から公判加算

公判時間	1回目から
～45分	7,500
45分～1.5h	12,300
1.5～2.5h	23,200
2.5～3.5h	36,800
3.5～4.5h	53,600
4.5～5.5h	74,700
5.5h～	88,300

上告審

基礎報酬（原審）

即決	40,000
簡裁	50,000
地裁	60,000

※記録が膨大な場合は、基礎報酬増

※1回目から公判加算

公判時間	1回目から
～45分	7,900
45分～1.5h	13,200
1.5～2.5h	25,300
2.5～3.5h	40,400
3.5～4.5h	59,000
4.5～5.5h	82,200
5.5h～	97,400

司 支 総 第 ２ ４ 号
平成２０年6月３０日

法務大臣　鳩　山　邦　夫　殿

日本司法支援センター
理事長　寺　井　一　弘

国選弁護人の事務に関する契約約款の変更について（認可申請）

国選弁護人の事務に関する契約約款について、総合法律支援法（平成１６年法律第７４号）第３６条第１項の規定に基づき、別添のとおり変更認可していただきたく、申請いたします。

【添付資料】

別添１　国選弁護人の事務に関する契約約款改正案

別添２　国選弁護人の事務に関する契約約款新旧対照表

別添 1

［平成１８年５月２５日法務大臣認可
日本司法支援センター］

（変更）平成１９年　３月１９日法務大臣認可
（変更）平成１９年１０月３０日法務大臣認可
（変更）平成２０年　　月　　日法務大臣認可

国選弁護人の事務に関する契約約款

目次

第１章　総則
第２章　契約の締結に関する事項
第３章　国選弁護人の候補の指名・通知に関する事項
第４章　センターに対する届出及び報告に関する事項
第５章　報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項
第１節　通則
第２節　報酬及び費用の請求に関する事項
第３節　報酬及び費用の算定及び支払に関する事項
第１款　普通国選弁護人契約に基づく報酬及び費用の算定及び支払
第２款　一括国選弁護人契約に基づく報酬及び費用の算定及び支払
第４節　中間払いに関する事項
第５節　謄写記録の取扱いに関する事項
第６章　契約解除その他当該契約約款に基づく契約に違反した場合の措置に関する事項
第７章　前章に規定する場合以外の措置に関する事項
第８章　契約の終了に関する事項
附則

第１章　総則

（適用範囲）

第１条　日本司法支援センター（以下「センター」という。）は、弁護士と国選弁護人の事務の取扱いに関し、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、この約款によるもの

とする。

（定義）

第２条　この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国選弁護人契約弁護士　センターとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士をいう。

二　一般国選弁護人契約　センターが国選弁護人の事務の取扱いについて弁護士と締結する契約のうち、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約をいう。

三　一般国選弁護人契約弁護士　センターとの間で一般国選弁護人契約を締結している弁護士をいう。

四　普通国選弁護人契約　一般国選弁護人契約のうち、報酬及び費用が事件ごとに定められる契約をいう。

五　一括国選弁護人契約　一般国選弁護人契約のうち、即決裁判手続の申立てがされた被告事件（以下「即決被告事件」という。）に関し、報酬及び費用が、その取り扱う複数の事件について一括して定められる契約をいう。

六　指名・通知　センターが、裁判所若しくは裁判長又は裁判官（以下「裁判所等」という。）の求めに応じ、国選弁護人契約弁護士の中から国選弁護人の候補を指名し、裁判所等に通知することをいう。

（普通国選弁護人契約弁護士）

第３条　普通国選弁護人契約を締結した弁護士（以下「普通国選弁護人契約弁護士」という。）は、個別の事件について、センターから、国選弁護人の候補として指名することについての打診（以下「指名打診」という。）を受け、これを承諾することにより、センターの指名・通知に基づいて国選弁護人に選任された事件について、この約款に基づいて国選弁護人としての法律事務を取り扱う。

（一括国選弁護人契約弁護士）

第４条　一括国選弁護人契約を締結した弁護士（以下「一括国選弁護人契約弁護士」という。）は、複数の即決被告事件について、同一の日にセンターから一括して指名打診を受け、これを一括して承諾することにより、センターの指名・通知に基づいて国選弁護人に選任された複数の即決被告事件について、この約款に基づいて国選弁護人としての法律事務を取り扱う。

第２章　契約の締結に関する事項

（申込手続）

第５条　センターとこの約款による契約を締結しようとする弁護士は、その所属する弁護士会の所在地にあるセンターの地方事務所に対し、申込書及び所属弁護士会発行の会員登録証明書（その発行日付が提出日から１か月以内のものに限る。）を提出して契約の申込みを行うものとする。

２　センターに対しこの約款による契約の締結の申込みを行う弁護士（以下「申込者」という。）は、契約の申込書（以下「契約申込書」という。）に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申込者の氏名・生年月日・性別・弁護士登録番号

二　申込者の事務所の所在地・電話番号・ファクシミリ番号

三　連絡方法（通常の場合・休日の場合・緊急の場合）

四　報酬及び費用を振り込むべき金融機関等の名称及び口座番号

五　申し込む契約の種類（普通国選弁護人契約のみ・一括国選弁護人契約のみ・双方の契約の三種類のうちいずれかを選択）

六　第６条第１項に規定する契約締結障害事由がない旨

３　センターは、申込者から提出された書面が前二項の規定を満たさないときは、一定の期限を定めてその補正を求めるものとする。

４　センターは、前項の規定に基づいて求めた補正の期限を過ぎても申込者が補正に応じないときは、契約を締結しない。

（契約締結障害事由）

第６条　センターは、申込者について次の各号のいずれかの事由があるときは、契約を締結しない。

一　弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）第５７条第１項に規定する懲戒による業務停止期間中であるとき。

二　この約款による契約上の措置による契約締結拒絶期間中であるとき。

２　センターと前項各号の事由がある申込者との間でこの約款による契約の締結行為が行われたとしても、契約の効力は生じない。

（諾否の回答）

第７条　センターは、第５条第１項及び第２項の規定に基づく申込みを受けたときは、速やかに諾否を決定して申込者に通知するものとする。

（一括国選弁護人契約に関する契約成立の特則）

第８条　普通国選弁護人契約弁護士が、同一の日に複数の即決被告事件についてセンターから指名打診を受け、これらを承諾して複数の即決被告事件について国選弁護人に選任されたときは、複数の即決被告事件についての指名打診を承諾した時点で、当該弁護士とセンターとの間で、国選弁護人に選任された複数の即決被告事件に関する一括国選弁護人契約が締結されたものとみなす。

２　前項の規定に基づいて成立する一括国選弁護人契約は、対象となる即決被告事件に関する契約関係の終了によって当然に終了する。

３　センターは、第１項の規定に基づいて一括国選弁護人契約が成立したときは、国選弁護人を選任した裁判所に対し、その旨を遅滞なく通知するものとする。

（普通国選弁護人契約に関する契約成立の特則）

第８条の２　一括国選弁護人契約弁護士が、複数の即決被告事件について、同一の日にセンターから一括して指名打診を受け、このうち１件についてのみ指名打診を承諾し、又は１件についてのみ国選弁護人に選任されたときは、当該即決被告事件についての指名打診を承諾した時点で、当該弁護士とセンターとの間で、当該即決被告事件に関する普通国選弁護人契約が締結されたものとみなす。

２　前項の規定に基づいて成立する普通国選弁護人契約は、対象となる即決被告事件に関する契約関係の終了によって当然に終了する。

３　センターは、第１項の規定に基づいて普通国選弁護人契約が成立したときは、国選弁護人を選任した裁判所に対し、その旨を遅滞なく通知するものとする。

第３章　国選弁護人の候補の指名・通知に関する事項

（国選弁護人の候補の指名に関する事項）

第９条　センターは、裁判所等の求めに応じて、一般国選弁護人契約弁護士を個別の事件の国選弁護人候補として指名するときは、指名・通知用名簿に登載された一般国選弁護人契約弁護士に対し、指名打診を行うものとする。

２　センターは、一般国選弁護人契約弁護士に指名打診を行うときは、契約

申込書又は第１１条第１項に基づく直近の届出により指定された連絡先に連絡する方法によって行うものとする。

３　第１項の規定に基づいて指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するよう努めなければならない。

（裁判所等に対する通知に関する事項）

第１０条　センターは、一般国選弁護人契約弁護士が指名打診を承諾したときは、同弁護士を国選弁護人候補として指名し、指名・通知を求めた裁判所等に対し、その旨を遅滞なく通知するものとする。

２　センターは、指名・通知した一般国選弁護人契約弁護士が、総合法律支援法（平成１６年法律第７４号。以下「支援法」という。）第３９条第２項第２号に規定する弁護士であるときは、指名・通知を求めた裁判所等に対し、その旨を通知するものとする。

第４章　センターに対する届出及び報告に関する事項

（契約申込書記載事項等の変更の届出）

第１１条　一般国選弁護人契約弁護士は、第５条第２項に規定する第１号から第４号までの事項に変更があったときは、その旨を遅滞なくセンターに届け出なければならない。

２　一般国選弁護人契約弁護士は、所属弁護士会を変更したときは、その旨を遅滞なくセンターに届け出なければならない。

（選任・解任に関する報告）

第１２条　一般国選弁護人契約弁護士は、センターの指名・通知に基づいて国選弁護人に選任されたときは、その旨を遅滞なくセンターに報告しなければならない。

２　一般国選弁護人契約弁護士は、センターの指名・通知に基づいて国選弁護人に選任された事件について、国選弁護人を解任されたときは、その旨（解任の理由が明らかにされているときは解任の理由を含む。）を遅滞なくセンターに報告しなければならない。

（審理の結果等に関する報告）

第１３条　一般国選弁護人契約弁護士は、センターの指名・通知に基づいて国選弁護人に選任された事件について、被疑者が起訴若しくは釈放（勾留の執行停止によるときを除く。以下同じ。）又は家庭裁判所に送致された

ときは、その旨を遅滞なくセンターに報告しなければならない。
２　一般国選弁護人契約弁護士は、センターの指名・通知に基づいて国選弁護人に選任された被告事件の当該審級における公判手続が、判決の宣告等により終了したときは、その旨を遅滞なくセンターに報告しなければならない。

（裁判所等に対する協力事務等のために必要となる事項に関する報告）

第１４条　センターの指名・通知に基づいて国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士は、センターが、訴訟費用の負担に関する判断を行う裁判所等の要請に応ずるため必要があるとして、国選弁護人に係る訴訟費用の概算額を算定するために必要な事項の報告を求めたときは、当該事項を遅滞なくセンターに報告しなければならない。センターが、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第５００条の２の規定により訴訟費用の概算額の予納をしようとする被告人又は被疑者の要請に応ずるため必要があるとして報告を求めたときも同様とする。

（届出先及び報告先に関する事項）

第１５条　第１１条第１項の規定に基づく届出は、契約申込書を提出した地方事務所に対して行わなければならない。
２　第１１条第２項の規定に基づく届出は、変更後の所属弁護士会の所在地にある地方事務所に対して行わなければならない。
３　第１２条から第１４条までの規定に基づく報告は、国選弁護人に選任された事件について指名・通知を行った地方事務所（地方裁判所の本庁所在地にある事務所以外の事務所が指名・通知を行ったときは当該事務所。以下同じ。）に対して行わなければならない。

第５章　報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項

第１節　通則

（報酬及び費用の算定基準）

第１６条　この約款に基づいて国選弁護人に支給する報酬及び費用は、別紙報酬及び費用の算定基準（以下「算定基準」という。）に基づいて算定する。

（通訳人の依頼に関する事項）

第１７条　センターは、一般国選弁護人契約弁護士が接見等の弁護活動のために通訳を依頼するときの通訳料について、一定の基準を定めるものとする。

２　一般国選弁護人契約弁護士は、接見等の弁護活動のために通訳人に通訳を依頼するときは、センターが前項に基づいて定める基準に従って依頼をするよう努めなければならない。

３　センターは、一般国選弁護人契約弁護士が第１項に規定する基準に従って通訳人に通訳を依頼することに協力しなければならない。

（通知等の到達に関する特則）

第１８条　センターが、本章各条の規定に基づき一般国選弁護人契約弁護士に対して行う通知を、ファクシミリを利用して送信する方法により行ったときは、ファクシミリの送信日に通知が到達したものとみなす。

２　一般国選弁護人契約弁護士が、本章各条の規定に基づきセンターに対して行う報告又は不服申立てを、ファクシミリを利用して送信する方法により行ったときは、ファクシミリの送信日に報告又は不服申立てがされたものとみなす。

（期間の算定に関する事項）

第１９条　日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、１月２日、１月３日及び１２月２９日から１２月３１日までの日は、本章各条に規定する期間に算入しない。

第２節　報酬及び費用の請求に関する事項

（刑事訴訟法第３７条の２の規定に基づいて被疑者のために選任された国選弁護人による請求に関する事項）

第２０条　刑事訴訟法第３７条の２の規定に基づいて被疑者の国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士は、被疑者が起訴若しくは釈放又は家庭裁判所に送致された日（国選弁護人を解任されたときにあっては解任の日）から１４日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を提出する方法により、センターに対し、報酬及び費用を請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に請求することができなかったときは、第２７条第２項に規定する期間内に、請求することができなかった理由を疎明する資料を添えて、報酬及び費用を請求することができる。

一　被疑者の氏名
二　被疑罪名
三　接見又は電話による外部交通（以下「電話交通」という。）を行った日時及び場所
三の二　接見場所に出向いたが接見するに至らなかったときは、その日時及び場所
四　勾留理由開示期日に出頭したときはその日
五　被疑者が起訴若しくは釈放又は家庭裁判所に送致された日
六　勾留の執行停止がされたときはその決定の日及び期間
七　少年法（昭和２３年法律第１６８号）第４５条第４号の規定に基づいて勾留とみなされる観護措置がとられている少年について選任された国選弁護人にあっては、家庭裁判所への送致前に刑事訴訟法第３７条の２の規定に基づいて国選弁護人に選任され、接見又は電話交通していたときはその旨

２　一般国選弁護人契約弁護士は、被疑者との接見、被害者との示談交渉、犯行現場の確認、目撃者、証人予定者その他事件関係者との打合せ、被疑者の親族、身元引受人若しくはこれに準じる者との打合せのために、事務所の所在地を管轄する簡易裁判所（以下「最寄簡裁」という。）の主たる庁舎の所在する場所からの直線距離を基準として、往復５０キロメートル以上離れた目的地までの移動又は最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所からの直線距離が往復５０キロメートル未満で、最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所から最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の移動距離が往復１００キロメートル以上となる目的地までの移動（以下「遠距離移動」という。）を要したことに対する報酬（本条及び次条において以下「遠距離接見等加算報酬」という。）及び交通費（本条及び次条において以下「遠距離接見等交通費」という。）を請求するときは、前項に規定する報告書に、遠距離接見等加算報酬及び遠距離接見等交通費を請求する旨並びに該当する移動を行った日、移動の目的及び目的地の場所（当該移動が、他の国選弁護事件及び国選付添事件において報酬又は費用の支給対象となる場合にはその旨）を記載しなければならない。

３　一般国選弁護人契約弁護士は、準抗告の申立て又は勾留取消しの申立てにより被疑者が釈放されたことに対する報酬を請求するときは、第１項に規定する報告書に、同報酬を請求する旨を記載するとともに、当該申立事

件の裁判書謄本の写しを添付しなければならない。
４　一般国選弁護人契約弁護士は、被疑事実の対象となっている全損害の５０％相当分以上について損害賠償がなされたこと若しくは全損害について実質的に損害賠償がなされたこと又は全損害について被害者との間で私法上の和解契約が成立したことによる報酬を請求するときは、第１項に規定する報告書に、同報酬を請求する旨を記載するとともに、損害賠償又は和解契約成立を証する書面の写し及び同書面の写しが検察官に提出されたことを疎明する資料を添付しなければならない。
５　一般国選弁護人契約弁護士は、接見等の弁護活動に要した通訳人の費用を請求するときは、第１項に規定する報告書に、通訳人費用を請求する旨を記載するとともに、通訳人の氏名及び住所、通訳を行った日時、場所及び時間並びに通訳費用の内訳が記載された通訳人作成に係る領収証又は請求書の写しを添付しなければならない。
５の２　一般国選弁護人契約弁護士は、訴訟準備のために支出した費用を請求するときは、第１項に規定する報告書に、同費用を請求する旨を記載するとともに、費用の領収証を添付しなければならない。
６　一般国選弁護人契約弁護士は、第１項本文の規定に基づいて報酬及び費用を請求したときは、同項本文に定めた期間内に限り、提出した報告書を補正することができる。同項ただし書に基づく請求においては、第２７条第２項に規定する期間内に限り、提出した報告書を補正することができる。
７　第１項に規定する一般国選弁護人契約弁護士が、複数の被疑者の国選弁護人に選任されたときは、被疑者ごとに、第１項に規定する請求をしなければならない。

（刑事訴訟法第３５０条の３の規定に基づいて被疑者のために選任された国選弁護人による請求に関する事項）

第２１条　刑事訴訟法第３５０条の３の規定に基づいて被疑者の国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士は、被疑者が起訴又は釈放された日（国選弁護人を解任されたときにあっては解任の日）から１４日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を提出する方法により、センターに対し、報酬及び費用を請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に請求することができなかったときは、第２７条第２項に規定する期間内に、請求することができなかった理由を疎明する資料を添えて、報酬及び費用を請求することができる。

一　被疑者の氏名
二　被疑罪名
三　被疑者が起訴又は釈放された日

２　一般国選弁護人契約弁護士は、遠距離接見等加算報酬及び遠距離接見等交通費を請求するときは、前項に規定する報告書に、同報酬及び費用を請求する旨並びに該当する移動を行った日及び目的地の場所（当該移動が、他の国選弁護事件及び国選付添事件において報酬又は費用の支給対象となる場合にはその旨）を記載しなければならない。

３　一般国選弁護人契約弁護士は、接見等の弁護活動に要した通訳人の費用を請求するときは、第１項に規定する報告書に、通訳人費用を請求する旨を記載するとともに、前条第５項に規定する領収証又は請求書の写しを添付しなければならない。

３の２　一般国選弁護人契約弁護士は、訴訟準備のために支出した費用を請求するときは、第１項に規定する報告書に、同費用を請求する旨を記載するとともに、費用の領収証を添付しなければならない。

４　一般国選弁護人契約弁護士は、被疑者が起訴又は釈放される前に被疑者との接見、電話交通又は打合せを行わなかったときはその旨を、電話交通のみを行い、接見を行わなかったときは電話交通を行った回数を、第１項に規定する報告書に記載してセンターに報告しなければならない。

５　一般国選弁護人契約弁護士は、第１項本文に定めた期間内に限り、提出した報告書を補正することができる。同項ただし書に基づく請求においては、第２７条第２項に規定する期間内に限り、提出した報告書を補正することができる。

６　第１項に規定する一般国選弁護人契約弁護士が、複数の被疑者の国選弁護人に選任されたときは、被疑者ごとに、第１項に規定する請求をしなければならない。

（被告人の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士による請求に関する事項）

第２２条　被告人の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士（刑事訴訟法第３７条の２又は同法第３５０条の３の規定に基づいて被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、被疑者の起訴後引き続き被告人の国選弁護人を務める場合を含む。）は、判決の宣告等により事件の当該審級における公判手続が終了した日（国選弁護人を解任され

たとき（同一事件を含む事件の国選弁護人への選任と近接してなされたときを除く）にあっては解任の日、略式命令に対する正式裁判の請求が取り下げられたときにあっては取下げの日、上訴の取下げがなされたときにあっては取下げの日）から１４日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を提出する方法により、センターに対し、報酬及び費用を請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に請求することができなかったときは、第２７条第２項に規定する期間内に、請求することができなかった理由を疎明する資料を添えて、報酬及び費用を請求することができる。

一　事件番号及び被告人の氏名

二　公訴事実（複数の公訴事実が併合審理された場合には各公訴事実）の罪名及び罰条（刑法（明治４０年法律第４５号）の罰条を除く）

二の２　合議体で審理及び裁判する旨の決定がなされたときはその旨

三　判決の宣告により事件の当該審級における公判手続が終了したときは判決主文の内容（判決の言渡し以外の事由により手続が終了したときはその終了原因事由）

四　複数の被告人に１名の国選弁護人が選任されたときは、審理の併合・分離に関する審理経過

五　事件が公判前整理手続に付されたときはその旨

六　事件が期日間整理手続に付されたときはその旨及び期日間整理手続に付された日

七　公判、公判準備などの裁判手続が予定されている期日（以下「手続期日」という。）のうち、実質審理（弁論又は証拠調べが行われた審理をいう。以下同じ。）が行われた公判期日（以下「実質公判期日」という。以下同じ。）の日

八　実質公判期日の各立会時間（審理が公判期日の午前から午後にかけて行われたときは、公判期日の開始時点から終了時点までの時間から、昼の休廷時間を控除した時間とする。以下同じ。）

九　公判前整理手続期日（公判前整理手続に付された事件について行われる刑事訴訟規則第１７８条の１０第１項の規定に基づく打合せ期日を含む。以下同じ。）又は期日間整理手続期日に出頭したときは、その日

十　判決宣告期日等（手続期日のうち、実質公判期日、公判前整理手続期日及び期日間整理手続期日のいずれにも該当しないものをいう。以下同

じ。）に出頭したときは、その日

十一　控訴審において国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士にあっては、原審判決手続の種類（即決被告事件、簡易裁判所事件、地方裁判所事件又は家庭裁判所事件の別）、実質公判期日の各立会時間、原審の事件記録が１０００枚を超えるときはその枚数（事件記録の枚数を疎明する資料の添付を要する。）、控訴趣意書の提出前に、控訴が取り下げられ又は解任された場合には、その旨並びに被告人との接見、電話交通又は打合せを行ったときはその旨（接見又は打合せの申入れを行ったにとどまるときはその旨）、原審記録の閲覧、謄写又は原審弁護人からの謄写記録の引継ぎを行ったときはその旨及び原審記録の十分な検討を行ったときはその旨

十二　上告審において国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士にあっては、原々審判決手続の種類（即決被告事件、簡易裁判所事件、地方裁判所事件又は家庭裁判所事件の別。高等裁判所を第一審とするときはその旨。）、公判期日の立会時間、原審の事件記録が１０００枚を超えるときはその枚数（事件記録の枚数を疎明する資料の添付を要する。）、上告趣意書の提出前に、上告が取り下げられ又は解任された場合には、その旨並びに被告人との接見、電話交通又は打合せを行ったときはその旨（被告人に連絡をとったにとどまるときはその旨）、原審記録の閲覧、謄写又は原審弁護人からの謄写記録の引継ぎを行ったときはその旨及び原審記録の十分な検討を行ったときはその旨

十三　第一審において国選弁護人に選任され、第１回公判期日の前に解任された普通国選弁護人契約弁護士又は第１回公判期日の前に略式命令に対する正式裁判の請求が取り下げられたことにより活動を終了した普通国選弁護人契約弁護士にあっては、被告人との接見、電話交通又は打合せを行ったときはその旨（被告人に対する接見若しくは打合せの申入れ又は裁判所への意見書等の書面提出を行ったにとどまるときはその旨）、記録の閲覧又は謄写を行ったときはその旨及び記録の十分な検討を行ったときはその旨

２　普通国選弁護人契約弁護士は、被告人との接見、記録の閲覧、謄写、被害者との示談交渉、犯行現場の確認、目撃者、証人予定者その他事件関係者との打合せ、被告人の親族、身元引受人若しくはこれに準じる者との打合せ、保釈保証金の納付のために遠距離移動を要したことに対する報酬

（本条及び次条において以下「遠距離接見等加算報酬」という。）及び交通費（本条及び次条において以下「遠距離接見等交通費」という。）を請求するときは、前項に規定する報告書に、遠距離接見等加算報酬及び遠距離接見等交通費を請求する旨並びに該当する移動を行った日、移動の目的及び目的地の場所（当該移動が、他の国選弁護事件及び国選付添事件において報酬又は費用の支給対象となる場合にはその旨）を記載しなければならない。

３　普通国選弁護人契約弁護士は、起訴時における公訴事実が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもので、当該犯罪に係る死亡被害者が２名以上であり、かつ、公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件であることによる報酬の加算を請求するときは、第１項に規定する報告書に、当該事由による加算を請求する旨を記載しなければならない。

４　普通国選弁護人契約弁護士は、刑事訴訟法第３８条の３第１項第５号の規定に基づいて国選弁護人が解任された事件の国選弁護人に選任されたことによる報酬の加算を請求するときは、第１項に規定する報告書に、当該事由による加算を請求する旨を記載しなければならない。

４の２　普通国選弁護人契約弁護士は、判決主文において公訴事実の全部又は一部について無罪が言い渡されたこと若しくは縮小認定等がなされたことによる報酬の加算を請求するときは、第１項に規定する報告書に、当該事由による加算を請求する旨を記載するとともに、公訴事実を争ったことを疎明する資料を添付しなければならない。

５　普通国選弁護人契約弁護士は、判決の罪となるべき事実に摘示された全損害の５０％相当分以上について損害賠償がなされたこと若しくは全損害について実質的に損害賠償がなされたこと又は全損害について被害者との間で私法上の和解契約が成立したことによる報酬を請求するときは、第１項に規定する報告書に、同報酬を請求する旨を記載するとともに、損害賠償又は和解契約成立を証する書面の写し及び同書面が公判において証拠として取り調べられたことを疎明する資料を添付しなければならない。

６　普通国選弁護人契約弁護士は、記録謄写費用を請求するときは、第１項に規定する報告書に、同費用を請求する旨を記載するとともに、謄写料の領収証（謄写枚数が記載されたものに限る。）又は印刷枚数の疎明資料を添付しなければならない。

６の２　普通国選弁護人契約弁護士は、記録謄写費用の実費を請求するとき

は、第１項に規定する報告書に、当該事件が実費の支給の対象事件である旨を記載するとともに、謄写料の領収証（単価及び謄写枚数が記載されたものに限る。）を添付しなければならない。

６の３　普通国選弁護人契約弁護士は、同一の事件に複数の国選弁護人が選任されているときに謄写記録の複製に係る費用を請求するときは、第１項に規定する報告書に、同費用を請求する旨を記載するとともに、複製枚数の疎明資料を添付しなければならない。

６の４　普通国選弁護人は、紙以外の記録媒体の複製に係る謄写費用を請求するときは、第１項に規定する報告書に、同費用を請求する旨を記載するとともに、複製費用の領収証（単価及び数量が記載されたものに限る。）を添付しなければならない。

７　普通国選弁護人契約弁護士は、接見等の弁護活動に要した通訳人の費用を請求するときは、第１項に規定する報告書に、通訳人費用を請求する旨を記載するとともに、第２０条第５項に規定する領収証又は請求書の写しを添付しなければならない。

８　普通国選弁護人契約弁護士は、手続期日への出頭が出張（手続が、最寄簡裁の管轄区域外で行われるときをいう。ただし、手続が行われる場所が、最寄簡裁から直線距離で８キロメートル以内であるときを除く。以下同じ。）に該当するとして、出張に伴う旅費・日当・宿泊料を請求するときは、第１項に規定する報告書に、旅費等を請求する旨を記載するとともに、該当する手続が行われた日時及び場所を疎明する資料を添付しなければならない。

８の２　一般国選弁護人契約弁護士は、訴訟準備のために支出した費用を請求するときは、第１項に規定する報告書に、同費用を請求する旨を記載するとともに、費用の領収証を添付しなければならない。

９　普通国選弁護人契約弁護士は、次に掲げる事由があるときは、その旨を第１項に規定する報告書に記載してセンターに報告しなければならない。

一　第一審において国選弁護人に選任された場合

ア　事件記録の閲覧又は謄写をすることなく、第１回公判期日に立ち会ったとき。

イ　第１回公判期日の前日までに、被告人との接見、電話交通又は打合せを行うことなく第１回公判期日に立ち会ったとき（接見若しくは打合せの申入れを行ったとき又は即決被告事件において起訴前に国選弁

護人として接見、電話交通若しくは打合せを行ったときを除く）。

二　控訴審において国選弁護人に選任された場合

ア　事件記録の閲覧、謄写又は原審弁護人からの謄写記録の引継ぎを行うことなく、控訴趣意書を作成・提出したとき。

イ　被告人との接見、電話交通又は打合せを行うことなく控訴趣意書を作成・提出したとき（弁護人が被告人に対して接見又は打合せの申し入れをしているときを除く。）。

三　上告審において国選弁護人に選任された場合

ア　事件記録の閲覧、謄写又は原審弁護人からの謄写記録の引継ぎを行うことなく、上告趣意書を作成・提出したとき。

イ　被告人と連絡をとることなく上告趣意書を作成・提出したとき。

１０　普通国選弁護人契約弁護士は、第１項本文の規定に定めた期間内に限り、提出した報告書を補正することができる。第１項ただし書の規定に基づく請求においては、第２７条第２項に規定する期間内に限り、提出した報告書を補正することができる。

１１　複数の被告人の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士は、審理が併合された状態で事件の当該審級における公判手続が終了したときは、複数の被告人についてまとめて第１項に規定する請求をしなければならない。審理が分離されて手続が終了したときは、分離された被告人ごとに、同項に規定する請求をしなければならない。

（国選弁護人に選任された一括国選弁護人契約弁護士による請求に関する事項）

第２３条　複数の即決被告事件の国選弁護人に選任された一括国選弁護人契約弁護士は、国選弁護人に選任された事件ごとに、判決の宣告等により事件の当該審級における公判手続が終了した日（国選弁護人を解任されたとき（同一事件を含む事件の国選弁護人への選任と近接してなされたときを除く）にあっては解任の日）から１４日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書をセンターに提出する方法により、センターに対し、報酬及び費用を請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に請求することができなかったときは、第３０条第２項に規定する期間内に、請求することができなかった理由を疎明する資料を添えて、報酬及び費用を請求することができる。

一　事件番号及び被告人の氏名

二　公訴事実の罪名
三　判決の宣告により事件の当該審級における公判手続が終了したときは判決主文の内容（判決の宣告以外の事由により事件が終了したときは、その終了原因事由）
四　複数回の手続期日に出頭したときはその旨及びその日
五　第１回公判期日の前に解任された国選弁護人にあっては、起訴後被告人と接見、電話交通若しくは打合せを行ったとき（被告人に対する接見若しくは打合せの申入れ又は裁判所への意見書等の書面提出を行ったにとどまるときはその旨）又は記録の閲覧若しくは謄写を行ったときはその旨

２　一括国選弁護人契約弁護士は、遠距離接見等加算報酬及び遠距離接見等交通費を請求するときは、該当する事件について前項に基づいて作成する報告書に、同報酬及び費用を請求する旨並びに該当する移動を行った日、移動の目的及び目的地の場所（当該移動が、他の国選弁護事件及び国選付添事件において報酬又は費用の支給対象となる場合にはその旨）を記載しなければならない。

３　一括国選弁護人契約弁護士は、接見等の弁護活動に要した通訳人の費用を請求するときは、該当する事件について第１項に基づいて作成する報告書に、通訳人費用を請求する旨を記載するとともに、第２０条第５項に規定する領収証又は請求書の写しを添付しなければならない。

４　一括国選弁護人契約弁護士は、手続期日への出頭が出張に該当するとして、出張に伴う旅費・日当・宿泊料を請求するときは、該当する事件について第１項の規定に基づいて作成する報告書に、旅費等を請求する旨を記載するとともに、該当する手続期日が行われた日時及び場所を疎明する資料を添付しなければならない。

４の２　一括国選弁護人契約弁護士は、訴訟準備のために支出した費用を請求するときは、第１項に規定する報告書に、同費用を請求する旨を記載するとともに、費用の領収証を添付しなければならない。

５　第１項の規定に基づいて報酬及び費用を請求する一括国選弁護人契約弁護士は、次の各号に掲げる事由があるときは、該当する事件を特定してその旨を同項に規定する報告書に記載し、センターに報告しなければならない。
一　事件記録の閲覧又は謄写をすることなく、第１回公判期日に立ち会っ

た事件があるとき。

二　第１回公判期日の前日までに、被告人との接見、電話交通又は打合せを行うことなく第１回公判期日に立ち会った事件があるとき（ただし、接見又は打合せの申入れを行ったときを除く。）。

６　第１項本文の規定に基づいて報酬及び費用の請求を行った一括国選弁護人契約弁護士は、第１項本文に定めた期間内に限り、提出した報告書を補正することができる。第１項ただし書に基づく請求においては、第３０条第２項に規定する期間内に限り、提出した報告書を補正することができる。

７　一括国選弁護人契約弁護士は、国選弁護人に選任された即決被告事件で、即決裁判手続によって審判する旨の決定がなされなかった事件又は即決裁判手続によって審判する旨の決定が取り消された事件については、第１項に規定する報告書にその旨を記載し、同項にかかわらず、前条第１項の例により報酬及び費用を請求しなければならない。

８　前条第１１項の規定は、第１項及び第７項に基づく報酬及び費用の請求について準用する。

（報告書の提出先に関する事項）

第２４条　第２０条から前条までの規定に基づく報告書の提出は、国選弁護人の候補の指名・通知を行った地方事務所に対して行わなければならない。

（センターによる調査とこれに対する一般国選弁護人契約弁護士の協力）

第２５条　センターは、必要に応じ、一般国選弁護人契約弁護士が第２０条から第２３条の規定に基づいて行う報告の内容を確認するために必要な調査を行うことができる。

２　一般国選弁護人契約弁護士は、センターが前項に基づいて行う調査に協力しなければならない。

第３節　報酬及び費用の算定及び支払に関する事項

第１款　普通国選弁護人契約に基づく報酬及び費用の算定及び支払

（契約に定める請求がされた場合の算定手続）

第２６条　センターは、普通国選弁護人契約弁護士から、第２０条第１項本文、第２１条第１項本文又は第２２条第１項本文の規定に基づいて報酬及

び費用を請求されたときは、請求された日から７日以内に、提出された報告書に基づいて支給すべき報酬及び費用を算定し、その金額及び内訳を通知しなければならない。

２　普通国選弁護人契約弁護士は、前項の規定に基づく通知を受けた日から７日以内に、センターに対し、報酬及び費用の算定に対する不服を申し立てることができる。

３　普通国選弁護人契約弁護士は、前項の規定に基づいて不服の申立てを行うときは、第１項の通知を行ったセンターの地方事務所（地方裁判所の本庁所在地にある事務所以外の事務所が通知を行ったときは当該事務所。以下同じ。）に対し、不服の対象となる算定項目及び不服の理由を記載した書面（以下「不服申立書」という。）を提出しなければならない。

４　センターは、普通国選弁護人契約弁護士から、第２項の規定に基づく不服の申立てを受けた場合には、報酬及び費用を再度算定し、金額を訂正すべきときは訂正した金額及び内訳を、それ以外のときは第１項の規定に基づいて通知した金額及び内訳を、不服の申立てを受けた日から７日以内に同弁護士に通知しなければならない。

５　センターと普通国選弁護人契約弁護士は、第２項の規定に基づく不服の申立てがされたときは、前項の規定に基づいて通知された金額をもって、当該事件における、支援法第３９条第２項第１号に規定する「当該報酬及び費用」とする。不服の申立てがされることなく第２項に規定する期間が経過したときは、第１項の規定に基づいて通知された金額をもって、当該事件における、支援法第３９条第２項第１号に規定する「当該報酬及び費用」とする。

６　センターは普通国選弁護人契約弁護士に対し、前項に規定する金額を、その金額が決定された日（第２項の規定に基づく不服の申立てがされたときは第４項に基づき再度金額が通知された日、不服の申立てがされることなく第２項に規定した期間が経過したときは当該期間が経過した日）の属する月の翌月の２０日までに、契約申込書又は第１１条第１項の規定に基づく直近の届出により指定された口座に振り込む方法により支払わなければならない。

（契約に定める請求がされなかった場合の算定手続）

第２７条　センターは、普通国選弁護人契約弁護士による報酬及び費用の請求がないまま、第２０条第１項本文、第２１条第１項本文又は第２２条第

１項本文に規定する期間が経過したときは、同弁護士及び同弁護士の所属弁護士会に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、同弁護士から報告書が提出されたときは、所属弁護士会に対する通知は要しない。

２　前項に規定する通知を受けた普通国選弁護人契約弁護士が、第２０条第１項ただし書、第２１条第１項ただし書又は第２２条第１項ただし書の規定に基づく請求をするときは、前項に規定する通知を受けた日から７日以内に、センターに対し、やむを得ない理由により請求することができなかった旨を疎明する資料を添えて、報酬及び費用を請求しなければならない。

３　センターは、前項の規定に基づく請求が第２０条第１項ただし書、第２１条第１項ただし書又は第２２条第１項ただし書に規定する要件を満たすときは、請求された日から７日以内に、提出された報告書に基づいて報酬及び費用を算定し、その金額及び内訳を普通国選弁護人契約弁護士に通知しなければならない。

４　前条第２項から第６項までの規定は前項の場合について準用する。

５　センターは、第２項に規定する請求がないまま同項に規定する期間を経過したとき又は同項に基づく請求が第２０条第１項ただし書、第２１条第１項ただし書若しくは第２２条第１項ただし書に規定する要件を満たさないときは、この約款に規定する請求が行われなかった場合に適用すべき基準として算定基準が定めるところに従って支給すべき報酬及び費用の額を算定し、その金額及び内訳を普通国選弁護人契約弁護士に通知しなければならない。ただし、第２項に規定する期間内に行われた請求で、やむを得ない理由により期間内に請求することができなかった、との要件を満たさないものであっても、被疑事件について選任された国選弁護人が、接見、電話交通又は準接見（国選弁護人が接見場所に出向いたが接見するに至らなかった場合をいう。以下同じ。）を行ったことを証する書面を添付したものについては、当該接見、電話交通又は準接見に対応した通常報酬をもって報酬額を、通訳人費用に関する請求がある場合には当該通訳人費用をもって費用額を各算定し、第一審被告事件について選任された国選弁護人が、判決の宣告によって当該審級における手続が終了したことを証する書面及び算定基準第２１条の各号に規定する事由がない旨を報告する書面を添付したものについては、事件が整理手続に付されずに公判期日が１回で終了した場合の基礎報酬をもって報酬額を、通訳人費用に関する請求がある場合には当該通訳人費用をもって費用額を各算定し、上訴審事件につい

て選任された国選弁護人が、上訴趣意書又は答弁書を裁判所に提出したことを証する書面及び算定基準第４６条又は第５４条の各号に規定する事由がない旨を報告する書面を添付したものについては、算定基準第３９条第１項又は第４９条第１項に規定する基礎報酬をもって報酬額を、通訳人費用に関する請求がある場合には当該通訳人費用をもって費用額を各算定し、その金額及び内訳を同弁護士に通知しなければならない。

５の２　第１項の規定に基づく通知を受けた弁護士会が、通知を受けた日から７日以内にセンターに提出した資料により、普通国選弁護人契約弁護士について、急病又は事故により、第２０条第１項、第２１条第１項又は第２２条第１項の規定に基づく請求を期待し得ない状況にあったことが認められるときは、前項にかかわらず、センターにおいて調査したところに従って報酬及び費用の額を算定し、その金額及び内訳を通知するものとする。

６　第２項に規定する請求が第２０条第１項ただし書、第２１条第１項ただし書又は第２２条第１項ただし書に規定する、やむを得ない理由により期間内に請求することができなかった、との要件を満たさないとして、第５項の規定に基づいて通知された算定の結果に対し、普通国選弁護人契約弁護士は、通知を受けた日から７日以内に、報酬及び費用の算定に対する不服を申し立てることができる。

７　前条第３項から第６項までの規定は前項に基づく不服申立てについて準用する。

８　第５項又は第５項の２の規定に基づいて通知された算定の結果に対しては、第６項に規定する場合を除き、不服を申し立てることができない。

９　センターと普通国選弁護人契約弁護士は、第４項又は第６項に基づく不服の申立てがされたときは、同手続において算定・通知された金額をもって、不服の申立てがされることなく前条第２項に規定する期間が経過したときは、第３項の規定に基づいて算定・通知された金額をもって、第５項又は第５項の２の規定に基づいて算定・通知されたときは、当該金額（第６項に基づき不服が申し立てられたものを除く。）をもって、それぞれ、当該事件における、支援法第３９条第２項第１号に規定する「当該報酬及び費用」とする。

１０　センターは普通国選弁護人契約弁護士に対し、前項に規定する金額を、第５項又は第５項の２の規定に基づく通知がされた日の属する月の翌月の２０日までに、契約申込書又は第１１条第１項の規定に基づく直近の届出

により指定された口座に振り込む方法により支払わなければならない。

（普通国選弁護人契約弁護士が死亡により弁護活動を終了した場合の算定手続）

第２８条　普通国選弁護人契約弁護士が、死亡により国選弁護人としての活動を終了したときは、第２６条及び前条の規定にかかわらず、センターが調査したところに基づき、死亡時点までの活動について算定基準を適用して報酬及び費用を算定し、契約申込書又は第１１条第１項の規定に基づく直近の届出により指定された口座に振り込む方法により支払う。

第２款　一括国選弁護人契約に基づく報酬及び費用の算定及び支払

（契約に定める請求がされた場合の算定手続）

第２９条　センターは、一括国選弁護人契約弁護士から、一括国選弁護人契約の対象となっているすべての即決被告事件について、第２３条第１項本文の規定に基づき報酬及び費用を請求されたときは、すべての事件について請求された日から７日以内に、提出された報告書に基づいて報酬及び費用を算定し、その金額及び内訳を同弁護士に通知しなければならない。

２　前項の規定に基づく金額及び内訳の通知を受けた一括国選弁護人契約弁護士は、通知を受けた日から７日以内に、センターに対し、報酬及び費用の算定に対する不服を申し立てることができる。

３　一括国選弁護人契約弁護士が前項の規定に基づいて不服の申立てを行うときは、第１項の通知を行ったセンターの地方事務所に対し、不服申立書を提出しなければならない。

４　センターは、一括国選弁護人契約弁護士から、第２項の規定に基づく不服の申立てを受けた場合には、支給すべき報酬及び費用を再度算定し、金額を訂正すべきときは訂正した金額及び内訳を、それ以外のときは第１項の規定に基づいて通知した金額及び内訳を、不服の申立てを受けた日から７日以内に同弁護士に通知しなければならない。

４の２　センターと一括国選弁護人契約弁護士は、第２項の規定に基づく不服の申立てがされたときは、前項の規定に基づいて通知された金額をもって、不服の申立てがされることなく第２項に規定する期間が経過したときは、第１項の規定に基づいて通知された金額をもって、それぞれ、当該事

件における、支援法第３９条第２項第１項に規定する「当該報酬及び費用」とする。

５　センターは、一括国選弁護人契約弁護士に対し、第２項の規定に基づく不服の申立てがされたときは前項に基づいて通知した金額を、不服の申立てがされることなく第２項に規定する期間が経過したときは第１項の規定に基づいて通知した金額を、その金額が決定された日（第２項の規定に基づく不服の申立てがされたときは第４項の規定に基づき再度算定された金額が通知された日、不服の申立てがされることなく第２項に規定した期間が経過したときは当該期間が経過した日）の属する月の翌月の２０日までに、契約申込書又は第１１条第１項に基づく直近の届出により指定された口座に振り込む方法により支払わなければならない。

（契約に定める請求がされなかった事件がある場合の算定手続）

第３０条　センターは、一括国選弁護人契約弁護士による報酬及び費用の請求がないまま、第２３条第１項本文に規定する期間が経過した事件があるときは、同弁護士及び同弁護士の所属弁護士会に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、同弁護士から報告書が提出されたときは、所属弁護士会に対する通知は要しない。

２　前項に規定する通知を受けた一括国選弁護人契約弁護士が、第２３条第１項ただし書の規定に基づく請求を行うときは、前項の通知を受けた日から７日以内に、センターに対し、やむを得ない理由により請求することができなかった旨を疎明する資料を添えて、報酬及び費用を請求しなければならない。

３　センターは、前項の規定に基づく請求が第２３条第１項ただし書に規定する要件を満たすときは、提出された報告書に基づいて支給すべき報酬及び費用を算定し、その金額及び内訳を一括国選弁護人契約弁護士に通知しなければならない。

４　前条第２項から第５項までの規定は前項の場合について準用する。

５　センターは、第２項に規定する請求がないまま同項に規定する期間を経過した事件があるとき又は同項の規定に基づく請求が第２３条第１項ただし書に規定する要件を満たさないときは、この約款に規定する請求が行われなかった場合に適用すべき基準として算定基準が定めるところに従って支給すべき報酬及び費用の額を算定し、その金額及び内訳を一括国選弁護人契約弁護士に通知しなければならない。ただし、第２項に規定する期間

内に行われた請求で、やむを得ない理由により期間内に請求することができなかった、との要件を満たさないものであっても、一括国選弁護人契約弁護士が、判決の宣告によって第一審における手続が終了したことを証する書面及び算定基準第２１条第１項の各号に規定する事由がない旨を報告する書面を添付したものについては、提出された報告書に基づいて算定される基礎報酬及び通訳人費用をもって支給すべき報酬及び費用を算定し、その金額及び内訳を同弁護士に通知しなければならない。

５の２　第１項の規定に基づく通知を受けた弁護士会が、通知を受けた日から７日以内にセンターに提出した資料により、一括国選弁護人契約弁護士について、急病又は事故により、第２３条第１項の規定に基づく請求を期待し得ない状況にあったことが認められるときは、センターにおいて調査したところに従って報酬及び費用の額を算定し、その金額及び内訳を通知するものとする。

６　第２項に規定する請求が、第２３条第１項ただし書に規定する、やむを得ない理由により期間内に請求することができなかった、との要件を満たさないとして、第５項の規定に基づいて通知された算定の結果に対し、一括国選弁護人契約弁護士は、通知を受けた日から７日以内に、報酬及び費用の算定に対する不服を申し立てることができる。

７　前条第３項から第５項までの規定は前項に基づく不服申立について準用する。

８　第５項又は第５項の２の規定に基づいて通知された算定の結果に対しては、第６項に規定する場合を除き、不服を申し立てることができない。

９　センターと一括国選弁護人契約弁護士は、第４項及び第６項に基づく不服の申立てがされたときは、同手続において算定・通知された金額をもって、不服の申立てがされることなく前条第２項に規定する期間が経過したときは、第３項の規定に基づいて算定・通知された金額をもって、第５項又は第５項の２の規定に基づいて算定・通知されたときは、当該金額（第６項に基づき不服が申し立てられたものを除く。）をもって、それぞれ、当該事件における、支援法第３９条第２項第１号に規定する「当該報酬及び費用」とする。

（一括国選弁護人契約弁護士が死亡により弁護活動を終了した場合の算定手続）

第３１条　一括国選弁護人契約弁護士が死亡により国選弁護人としての活動

を終了したときは、第２９条及び前条の規定にかかわらず、センターが調査したところに基づき、死亡時点までの活動について算定基準を適用して報酬及び費用を算定し、契約申込書又は第１１条第１項の規定に基づく直近の届出により指定された口座に振り込む方法により支払う。

第４節　中間払いに関する事項

（中間払いの手続等）

第３２条　普通国選弁護人契約弁護士は、選任後６か月を経過したときは、第２２条の規定にかかわらず、選任から当該時点までの活動について、同条第１項から第９項までの規定に定める報告書及び添付書類を第２４条に規定する地方事務所に提出する方法により、センターに対し、報酬及び費用の中間払いを請求することができる。

２　センターは、前項の規定に基づく請求がされたときは、提出された報告書に基づいて報酬及び費用の額を算定し、その金額及び内訳を同項に基づく請求を行った普通国選弁護人契約弁護士に通知しなければならない。

２の２　普通国選弁護人契約弁護士は、前項の通知を受けた日から７日以内に、センターに対し、報酬及び費用の算定に対する不服を申して立てることができる。このとき、普通国選弁護人契約弁護士は、前項の通知を行ったセンターの地方事務所に対し、不服申立書を提出しなければならない。

２の３　センターは、前項の規定に基づく不服の申立てを受けた場合には、中間払いすべき報酬及び費用を再度算定し、金額を訂正すべきときは訂正した金額及び内訳を、それ以外のときは第２項の規定に基づいて通知した金額及び内訳を、不服の申立てを受けた日から７日以内に同弁護士に通知しなければならない。

２の４　センターと普通国選弁護人契約弁護士は、第２項の２の規定に基づく不服の申立てがされたときは、前項の規定に基づいて通知された金額をもって、不服の申立てがされることなく第２項の２に規定する期間が経過したときは、前項の規定に基づいて通知された金額をもって、それぞれ、当該事件における、中間払いすべき報酬及び費用とする。

３　センターは、第１項の規定に基づく請求を行った普通国選弁護人契約弁護士に対し、報酬及び費用の中間払いとして、前項の規定に基づいて通知した金額を、通知した日の属する月の翌月の２０日までに、契約申込書又

は第１１条第１項の規定に基づく直近の届出により指定された口座に振り込む方法により支払わなければならない。

（中間払い後の中間払い）

第３３条　普通国選弁護人契約弁護士は、前条第１項の規定に基づく中間払いの請求を行った後６か月を経過したときは、第２２条の規定にかかわらず、前回の中間払い請求における報告の時点からの活動について、同条第１項から第９項までの規定に定める報告書及び添付書類を第２４条に規定するセンターの地方事務所に提出する方法により、センターに対し、報酬及び費用の中間払いを請求することができる。

２　前条第２項、第２項の２、第２項の３、第２項の４及び第３項の規定は、前項の規定に基づく請求について準用する。

３　前２項の規定は、３回目以降の中間払い請求について準用する。

（謄写費用及び通訳人費用に関する中間払い）

第３４条　刑事訴訟法第３６条の規定に基づいて国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士は、普通国選弁護人契約に基づいてセンターに請求し得る記録謄写費用及び通訳人費用の合計額が１０万円を超えたときは、第２２条の規定にかかわらず、第２４条に規定するセンターの地方事務所に対し、謄写料の領収証（謄写枚数が記載されたものに限る。）及び通訳人費用の請求書又は領収証を提出する方法により、謄写費用及び通訳人費用の中間払いを請求することができる。

２　前条第２項及び第３項の規定は、謄写費用及び通訳人費用に関する中間払いについて準用する。

３　第１項及び前項の規定は、第１項に基づく中間払い請求後に、普通国選弁護人契約に基づいてセンターに請求し得る記録謄写費用及び通訳人費用の合計額が１０万円を超えた場合における記録謄写費用及び通訳人費用の中間払い請求について準用する。

（中間払いがされている場合の特則）

第３５条　センターは、第３２条から前条までの規定に基づく中間払いがされているときは、第２６条第１項及び第４項、第２７条第３項、第４項、第５項及び第５項の２並びに第２９条第１項及び第４項の規定に基づく通知において、中間払いの時期、金額及び内訳をあわせて通知しなければならない。

２　センターは、第３２条から前条までの規定に基づく中間払いがされてい

るときは、第２６条第６項又は第２７条第８項の規定に基づく支払においては、支払うべき報酬及び費用の総額から、中間払いに係る金額を控除した残額を支払わなければならない。

第５節　謄写記録の取扱いに関する事項

（謄写記録の取扱いに関する事項）

第３６条　センターから記録謄写料の支払を受けた一般国選弁護人契約弁護士又は謄写記録の引継ぎを受けた一般国選弁護人契約弁護士は、国選弁護人に選任された事件について上訴がされ、上訴審において別の国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、上訴審の国選弁護人からの求めに応じ、謄写記録を引き継ぐよう努めなければならない。国選弁護人に選任された事件について、判決の破棄差戻しがされ、差戻審において別の国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された場合も同様とする。

第６章　契約解除その他当該契約約款に基づく契約に違反した場合の措置に関する事項

（契約に違反した場合の措置に関する事項）

第３７条　一般国選弁護人契約弁護士は、一般国選弁護人契約に基づき国選弁護人としての事務を取り扱うときは、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準を遵守しなければならない。

２　一般国選弁護人契約弁護士がその契約に違反した場合の措置は、次の２種類とする。

一　３年以下の契約締結拒絶期間を伴う一般国選弁護人契約（普通国選弁護人契約と一括国選弁護人契約の双方を締結しているときは双方の契約）の解除

二　一般国選弁護人契約（普通国選弁護人契約と一括国選弁護人契約の双方を締結しているときは双方の契約）に基づく国選弁護人候補の指名の２年以下の停止

３　センターは、一般国選弁護人契約弁護士に次の事由があり、契約を継続することが相当でないときは、前項第１号に規定する措置をとることができる。

一　一般国選弁護人契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準に違反し、その違反の程度が重大で、一般国選弁護人契約弁護士としての職責を著しく怠ったとき。

二　一般国選弁護人契約に定める報酬及び費用の請求において虚偽の報告を行い過大な請求をしたとき。

４　センターは、一般国選弁護人契約弁護士に次の事由があり、一般国選弁護人契約に基づく国選弁護人候補の指名を一定期間停止することが相当なときは、第２項第２号に規定する措置をとることができる。

一　一般国選弁護人契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準に違反し、その違反の程度が軽微でなく、一般国選弁護人契約弁護士としての職責を怠ったとき。

二　一般国選弁護人契約で定める義務（法律事務の取扱いに関するものを除く。）を怠り、センターの事務に著しい支障を生じさせたとき。

５　第２項に規定する契約上の措置は、対象となる一般国選弁護人契約弁護士に対するセンターからの通知によりその効力を生ずる。

６　センターが前項の規定に基づく通知を、一般国選弁護人契約弁護士の事務所にファクシミリを利用して送信したときは、ファクシミリの送信日に前項の通知が到達したものとみなす。

７　センターが契約上の措置として一般国選弁護人契約弁護士との契約を解除した場合において、解除時点において当該弁護士が国選弁護人に選任されているときは、当該弁護士は、解除時点後の弁護活動に対する報酬及び費用を請求することができない。この場合において、センターは、当該弁護士を国選弁護人に選任した裁判所等の求めに応じ、他の国選弁護人契約弁護士を国選弁護人の候補として指名し、裁判所等に通知するものとする。

８　センターは、一般国選弁護人契約弁護士に対し、第３項又は第４項に規定する措置をとったときは、その旨を関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に直ちに通知するものとする。

９　一般国選弁護人契約弁護士は、センターが、当該弁護士に対する契約上の措置に関する手続の一環として、この約款その他センターにおいて定める規程に基づき、所属弁護士会及び日本弁護士連合会に対し、所要の通知を行い、調査を依頼し、又は意見を求めること並びに関係する裁判所に対し所要の通知を行うことに異議を述べない。

第７章　前章に規定する場合以外の措置に関する事項

（懲戒を理由とする措置）

第３８条　センターは、一般国選弁護人契約弁護士が、弁護士法第５７条第１項の規定に基づく除名、退会命令又は業務停止の懲戒を受けたときは、前条第２項第１号に規定する解除措置をとることができる。

２　前条第５項から第９項までの規定は前項の場合に準用する。

（心身の故障等を理由とする措置）

第３９条　センターは、一般国選弁護人契約弁護士が、心身の故障等のため、一般国選弁護人契約弁護士としての職務の遂行に著しい支障があるときは、契約締結拒絶期間を伴わない一般国選弁護人契約（普通国選弁護人契約と一括国選弁護人契約の双方を締結しているときは双方の契約）の解除措置又は期間を定めない国選弁護人候補の指名の停止措置をとることができる。

２　第３７条第５項から第９項までの規定は前項の場合に準用する。

第８章　契約の終了に関する事項

（一般国選弁護人契約弁護士による解約）

第４０条　一般国選弁護人契約弁護士は、いつでも一般国選弁護人契約を将来にわたって解約することができる。ただし、解約時点において個別事件の国選弁護人に選任されているときは、解約の効果は当該事件に関する契約関係に及ばない。

２　一般国選弁護人契約弁護士が前項の規定に基づき一般国選弁護人契約を解約するときは、契約の申込みを行ったセンターの地方事務所に対して解約申出書を提出しなければならない。

３　第１項の規定に基づく解約は、第３７条第３項及び第４項並びに第３８条第１項の規定に基づく契約上の措置との関係においては効力がなく、解約の後であっても、センターが当該措置をとることを妨げない。

４　第１項の規定に基づく解約がされたときは、センターは、その旨を関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知するものとする。

（当然の契約終了事由）

第４１条　この約款に基づく一般国選弁護人契約は、次に掲げる事由によって終了する。

一　国選弁護人契約弁護士が死亡したとき。
二　国選弁護人契約弁護士が弁護士でなくなったとき。
２　前項第２号の事由による契約の終了は、第３７条第３項及び第３８条第１項の規定に基づく契約上の措置との関係においては効力がなく、契約の終了後であっても、センターが当該措置をとることを妨げない。
３　第１項の規定に基づき一般国選弁護人契約が終了したときは、センターは、その旨を関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知しなければならない。

附則
この約款は、法務大臣の認可のあった日から施行する。
附則（平成１９年３月１９日法務大臣変更認可）
（施行期日）
第１条　この約款の変更は、法務大臣の認可のあった日又は平成１９年４月１日のいずれか遅い日から施行する。
（経過措置の原則）
第２条　変更後の約款は、センターが施行期日後に指名打診を行い、これを承諾した一般国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された事件について適用し、その余の事件については、なお従前の例による。
２　国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士が、この約款の施行後において行う報酬及び費用の請求において、変更後の約款の適用を請求する事件については、前項の規定にかかわらず、変更後の約款を適用する。
附則（平成１９年１０月３０日法務大臣変更認可）
（施行期日）
第１条　この約款の変更は、法務大臣の認可のあった日又は平成１９年１１月１日のいずれか遅い日から施行する。
（経過措置の原則）
第２条　変更後の約款は、センターが施行期日後に指名打診を行い、これを承諾した一般国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された事件について適用し、その余の事件については、なお従前の例による。
２　国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士が、この約款の施行後において行う報酬及び費用の請求において、変更後の約款の適用を請求する事件については、前項の規定にかかわらず、変更後の約款を適用する。

附則（平成２０年　　　月　　　日法務大臣変更認可）

（施行期日）

第１条　この約款の変更は、法務大臣の認可のあった日又は平成２０年　月　　日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

第２条　変更後の約款は、センターが施行期日後に指名打診を行い、これを承諾した一般国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された事件について適用し、その余の事件については、なお従前の例による。

２　国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士が、この約款の施行後において行う報酬及び費用の請求において、変更後の約款の適用を請求する事件については、前項の規定にかかわらず、変更後の約款を適用する。

（別紙）

報酬及び費用の算定基準

目次

第１章　総則
第２章　被疑者について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準
第１節　刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第３７条の２の規定に基づき、勾留状が発せられている被疑者について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準
第２節　刑事訴訟法第３７条の２の規定に基づき、勾留に代わる観護措置がとられている少年について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準
第３節　刑事訴訟法第３７条の２の規定に基づき、勾留とみなされる観護措置がとられている少年について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準
第４節　即決裁判手続によることについての同意の確認を求められた被疑者の請求によって選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準
第３章　第一審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準
第１節　即決被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準
第１款　普通国選弁護人契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準
第２款　一括国選弁護人契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準
第２節　即決被告事件以外の被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準
第１款　簡易裁判所における第一審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準
第２款　簡易裁判所以外の裁判所における第一審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第１目　通則
第２目　単独事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準
第３目　通常合議事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準
第４目　重大合議事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準
第４章　控訴審において選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準
第５章　上告審において選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第１章　総則

（目的）

第１条　センターは、総合法律支援法（平成１６年法律第７４号）第３６条第２項に基づき、この基準において、センターが、国選弁護人の事務に関する契約約款に基づいて一般国選弁護人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の算定基準を定める。

（複数の国選弁護人が選任されたときの算定方法）

第２条　同一の事件に複数の一般国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、一般国選弁護人契約弁護士ごとにこの基準を適用して報酬及び費用を算定する。

（解任等のときの算定方法）

第３条　一般国選弁護人契約弁護士が、解任により国選弁護人としての活動を終了したときは、解任時点までの活動についてこの基準を適用して報酬及び費用を算定する。ただし、解任が、同一事件を含む事件の国選弁護人への選任と近接して行われたときは、この基準の適用において、解任はなされなかったものとみなす。

２　一般国選弁護人契約弁護士が、略式命令に対する正式裁判の請求の取下げ又は上訴の取下げにより活動を終了したときは、取下げの日までの活動についてこの基準を適用して報酬及び費用を算定する。

（事件を引き継いだときの算定方法）

第４条　一般契約弁護士が、他の弁護人が辞任し又は解任された事件について国選弁護人に選任されたときは、選任後における初回接見又は初回公判期日を、算定基準における初回接見又は第１回公判期日とみなしてこの基準を適用し、基礎報酬その他の報酬及び費用を算定する。

（併合審理された複数の被告人に１名の国選弁護人が選任されたときの算定方法）

第５条　公判手続を通じて併合審理された複数の被告人に１名の国選弁護人が選任されたとき（即決裁判手続の申立てがされた被告事件（以下「即決被告事件」という。）を除く。）は、基礎報酬を次のとおり算定する。

基礎報酬（注）×｛１＋（被告人の数－１）×０．５｝

（注）　被告人によって適用すべき基礎報酬の基準が異なるときは、公訴事実中最も重い罪について適用すべき基準を適用する。

２　第１項に規定するときの公判加算報酬（注）は、併合審理されている被告人の数にかかわらず、被告人の数が１名のときと同様に算定する。

（注）　被告人によって適用すべき公判加算報酬の基準が異なるときは、公訴事実中最も重い罪について適用すべき基準を適用する。

３　即決被告事件において、公判手続を通じて併合審理された複数の被告人に１名の国選弁護人が選任されたときは、一括国選弁護人契約に基づいて、被告人の数に応じた複数の事件を一括して処理した場合の算定基準を適用して報酬及び費用を算定する。

（公判手続中に審理が分離された複数の被告人に１名の国選弁護人が選任されたときの算定方法）

第６条　複数の被告人に１名の国選弁護人が選任されている場合で、公判手続の当初において審理が分離されたとき又は公判手続の途中で審理が分離されたときは、前条の規定にかかわらず、被告人ごとに（ただし、公判手続を通じて併合審理された複数の被告人については前条を適用する。）報酬及び費用を算定する。

（複数の被疑者に１名の国選弁護人が選任されたときの算定方法）

第７条　複数の被疑者に１名の国選弁護人が選任されたときは、被疑者ごとに報酬及び費用を算定する。

第２章　被疑者について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び

費用の算定基準

第１節　刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第３７条の２の規定に基づき勾留状が発せられている被疑者について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

（報酬及び費用の種類）

第８条　被疑者について選任された国選弁護人（以下「被疑者国選弁護人」という。）のうち、刑事訴訟法第３７条の２の規定に基づき、勾留状が発せられている被疑者について選任された国選弁護人に対して、次のとおり報酬及び費用を支払う。

一　報酬

ア　通常報酬

①　基礎報酬

②　多数接見加算報酬

イ　遠距離接見等加算報酬

ウ　特別成果加算報酬

二　費用

ア　遠距離接見等交通費

イ　通訳人費用

ウ　訴訟準備費用

（報酬）

第９条　前条に規定する基礎報酬は、次のとおり算定する。

一　弁護期間（初回の接見、電話による外部交通（以下「電話交通」という。）又は準接見（国選弁護人が接見場所に出向いたが接見するに至らなかった場合をいう。以下同じ。）が行われた日を初日とし、被疑者が釈放（勾留の執行停止によるときを除く。以下同じ。）若しくは起訴又は家庭裁判所に送致された日（国選弁護人を解任されたときにあっては解任の日）を最終日とする期間。ただし、勾留の執行停止期間を除く。）に応じ、基準接見回数を次のとおり定める。

弁護期間	基準接見回数（初回接見を含む。）
４日以下	１回
５日以上８日以下	２回

９日以上１２日以下	３回
１３日以上１６日以下	４回
１７日以上２０日以下	５回
２１日以上２５日以下	６回

二　実際に行った接見の回数（同一日の午前における接見及び同一日の午後における接見はそれぞれ１回と算定する。以下同じ。）、電話交通の回数（同一日における電話交通は１回と算定する。以下同じ。）及び準接見の回数（同一日における準接見は１回と算定する。以下同じ。）について、接見１回は１と、電話交通１回及び準接見１回はいずれも０.５として計算したときの合計数（以下「接見等合計ポイント」という。）が基準接見回数以下のときは、次の各算式により求められる金額の合計額をもって基礎報酬を算定する。

①　接見の回数に基づく金額

・　接見が０回のとき　　　０円

・　接見が１回以上のとき

２万４０００円＋２万円×（実際に行った接見の回数－１）

②　電話交通及び準接見の回数に基づく金額

１万円×実際に行った電話交通及び準接見の合計回数

三　接見等合計ポイントが基準接見回数を超えるときは、次の算式により基礎報酬を算定する。

２万４０００円＋２万円×（基準接見回数－１）

ただし、接見が行われなかったときは、次の算式により基礎報酬を算定する。

２万円×基準接見回数

四　前二号の算定において、被疑者国選弁護人が勾留理由開示期日に出頭したときは接見を１回行ったものとして取り扱う。

２　前条に規定する多数接見加算報酬は、前項第３号に該当する場合において、次のとおり算定する。

接見等合計ポイントと基準接見回数との差	加算報酬額
０・５回	５０００円
１回	１万円
１．５回	１万３０００円
２回	１万６０００円

２．５回	１万８０００円
３回以上	２万円

３　前条に規定する遠距離接見等加算報酬は、被疑者との接見、被害者との示談交渉、犯行現場の確認、目撃者、証人予定者その他事件関係者との打合せ、被疑者の親族、身元引受人若しくはこれに準じる者との打合せ（以下この章において「接見等」という。）のために、国選弁護人の事務所所在地を管轄する簡易裁判所（以下「最寄簡裁」という。）の主たる庁舎の所在する場所との直線距離を基準として、往復５０キロメートル以上離れた目的地までの移動又は最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所との直線距離が往復５０キロメートル未満で、最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所から最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の移動距離が往復１００キロメートル以上となる目的地までの移動（以下「遠距離移動」という。）を要した場合において、次のとおり算定する。

移動の回数×４０００円

ただし、もっぱら当該接見等を目的として移動が行われたときに限ることとし、同一の遠距離移動が、他の国選弁護事件及び国選付添事件における遠距離接見等加算報酬又は第２０条第３号イに規定する日当の対象となるときは、それぞれの事件に按分して算定するものとする。

４　前条に規定する特別成果加算報酬は、次のとおり算定する。

一　勾留決定に対する準抗告の申立てにより、勾留決定が取り消されるとともに勾留請求が却下され、被疑者が釈放されたとき。

国選弁護人の申出に基づき５万円を加算する。

二　勾留取消しの申立てにより、勾留が取り消されて被疑者が釈放されたとき。

国選弁護人の申出に基づき５万円を加算する。

三　被疑事実の対象となっている損害について、下記のとおり被害者に対する損害賠償がなされ、これを証する書面の写しが検察官に提出されているときは、国選弁護人の申出に基づき、下記の区分に応じた額を加算する。ただし、前二号による加算が行われたとき又は交通事故に関する事案で、示談金が損害賠償責任保険によって全額賄われたときには加算しない。

記

・　被疑事実の対象となっている全損害の５０％相当分以上について

損害賠償がなされている場合　　　　　　　　１万円

・　被疑事実の対象となっている全損害について、実質的に損害賠償がなされている場合　　　　　　　　　　　　　　２万円

・　被疑事実の対象となっている全損害について、被害者との間で私法上の和解契約が成立している場合　　　　　３万円

（費用）

第１０条　第８条に規定する遠距離接見等交通費は、遠距離移動が行われたときに、民事訴訟費用等に関する法律（昭和４６年法律第４０号）の例に従って算定された費用をもって算定する。ただし、もっぱら当該接見等を目的として移動が行われたときに限ることとし、同一の遠距離移動が、他の国選弁護事件及び国選付添事件における費用の対象となるときは、それぞれの事件に按分して算定するものとする。

２　第８条に規定する通訳人費用は、接見等の弁護活動に通訳人を要したときに、国選弁護人が利用した通訳人について、国選弁護人が支払った費用又は通訳人から請求されている費用をもって算定する。

３　第８条に規定する訴訟準備費用は、診断書の作成料又は弁護士法第２３条の２に基づく弁護士会照会の手数料として、総額３万円を限度として、実費を支払う。

（契約に定める請求がされなかったときの算定基準）

第１１条　被疑者国選弁護人が国選弁護人の事務に関する契約約款本則（以下「約款」という。）第２０条第１項に規定する報酬及び費用の請求をしなかったときは、弁護活動が行われなかったものとみなして報酬及び費用は支給しない。

第２節　刑事訴訟法第３７条の２の規定に基づき、勾留に代わる観護措置がとられている少年について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

（報酬及び費用の算定基準）

第１２条　少年法（昭和２３年法律第１６８号）第４３条の規定に基づく観護措置がとられている少年について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、前節の例により算定する。

第３節　刑事訴訟法第３７条の２の規定に基づき、勾留とみなされる観護措置がとられている少年について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

（報酬及び費用の算定基準）

第１３条　少年法第４５条第４号の規定に基づいて勾留とみなされる観護措置がとられている少年について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、第１節の例により算定する。ただし、家庭裁判所への送致前に刑事訴訟法第３７条の２の規定に基づいて国選弁護人に選任され、少年と接見又は電話交通した弁護士と同じ弁護士が国選弁護人に選任されたときは、第９条第１項第２号又は第３号にかかわらず、基礎報酬を次のとおり算定する。

一　接見等合計ポイントが基準接見回数以下のときは、次の各算式により求められる金額の合計額をもって基礎報酬を算定する。

①　２万円×実際に行った接見の回数

②　１万円×実際に行った電話交通と準接見の合計回数

二　接見等合計ポイントが基準接見回数を超えるときは、次の算式により基礎報酬を算定する。

２万円×基準接見回数

第４節　即決裁判手続によることについての同意の確認を求められた被疑者の請求によって選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

（報酬及び費用の種類）

第１４条　刑事訴訟法第３５０条の３第１項の規定に基づいて選任された国選弁護人（以下「即決被疑者国選弁護人」という。）に対して、次のとおり報酬及び費用を支払う。

一　報酬

ア　基礎報酬

イ　遠距離接見等加算報酬

二　費用

ア　遠距離接見等交通費

イ　通訳人費用
ウ　訴訟準備費用

（報酬）

第１５条　前条に規定する基礎報酬は２万４０００円とする。ただし、電話交通のみを行い、接見を行わなかったときは、次のとおり基礎報酬を算定する。

電話交通を１回行ったとき	１万円
電話交通を２回行ったとき	２万円
電話交通を３回以上行ったとき	２万４０００円

２　前条に規定する遠距離接見等加算報酬は、第９条第３項の例により算定する。

（費用）

第１６条　第１４条に規定する遠距離接見等交通費は第１０条第１項の例により算定する。

２　第１４条に規定する通訳人費用は第１０条第２項の例により算定する。

３　第１４条に規定する訴訟準備費用は第１０条第３項の例により算定する。

（基礎報酬の算定に関する特則）

第１７条　即決被疑者国選弁護人が、被疑者との接見、電話交通又は打合せを行わなかったときは、第１４条から前条までの規定にかかわらず、報酬及び費用は支給しない。

（契約に定める請求がされなかったときの算定基準）

第１８条　即決被疑者国選弁護人が約款第２１条第１項に規定する報酬及び費用の請求をしなかったときは、弁護活動が行われなかったものとみなして報酬及び費用は支給しない。

第３章　第一審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第１節　即決被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第１款　普通国選弁護人契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基

準

（報酬及び費用の種類）

第１９条　普通国選弁護人契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護人（即決被疑者国選弁護人が、被疑者の起訴後引き続き即決被告事件の国選弁護人を務めるときを含む。以下第１款において同じ。）に対して、次のとおり報酬及び費用を支払う。

一　報酬

ア　通常報酬

①　基礎報酬

②　公判加算報酬

イ　遠距離接見等加算報酬

二　費用

ア　遠距離接見等交通費

イ　出張に伴う旅費・日当・宿泊料

ウ　通訳人費用

エ　訴訟準備費用

２　即決被疑者国選弁護人が、起訴後引き続き即決被告事件の国選弁護人を務めたときは、前項に規定する基礎報酬から１万２０００円を控除する。ただし、即決被疑者国選弁護人としての基礎報酬が２万円以下のときは、当該報酬額の半額を控除額とする。

（報酬及び費用の算定基準）

第２０条　普通国選弁護人契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、次のとおり算定する（複数の公訴事実が併合審理されているときも同様とする。）。

一　通常報酬

ア　基礎報酬　　５万円

イ　公判加算報酬

国選弁護人が、公判、公判準備などの裁判手続が予定されている期日（以下「手続期日」という。）に複数回出頭したとき（同一日における出頭は１回と算定する。）は、次のとおり公判加算報酬を算定する。

（出頭した手続期日の回数－１）×３０００円

二　遠距離接見等加算報酬

　前条に規定する遠距離接見等加算報酬は、被告人との接見、記録の閲覧若しくは謄写、被害者との示談交渉、犯行現場の確認、目撃者、証人予定者その他事件関係者との打合せ、被告人の親族、身元引受人若しくはこれに準じる者との打合せ、保釈保証金の納付（以下この章において「接見等」という。）のために、遠距離移動を要した場合において、第９条第３項の例により算定する。ただし、接見等が、同一の事件の手続期日において、手続が行われる場所への出頭と同一の移動の際に行われたときは、遠距離接見等加算報酬は支給しない。

三　費用

ア　遠距離接見等交通費

　前条に規定する遠距離接見等交通費は、前号に規定する移動（記録謄写及び保釈保証金の納付については、履行補助者を用いてするときを含む。）が行われたときに、第１０条第１項の例により算定する。ただし、接見等が、同一の事件についての手続期日において、手続が行われる場所への出頭と同一の移動の際に行われたときは、出張に伴う旅費と遠距離接見等交通費のいずれか多額のもののみを支給する。

イ　出張に伴う旅費・日当・宿泊料

　手続期日における、手続が行われる場所への出頭が、出張（手続が、最寄簡裁の管轄区域以外の場所で行われるとき。ただし、手続が行われる場所が、最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所から直線距離で８キロメートル以内に所在するときを除く。）に該当するときに、民事訴訟費用等に関する法律（昭和４６年法律第４０号）の例により算定された旅費・日当（移動日に対するもの）・宿泊料をもって算定する。

ウ　通訳人費用

　前条第１項第２号ウに規定する通訳人費用は、接見等の法廷外における弁護活動に通訳人を要したときに、国選弁護人が利用した通訳人について、国選弁護人が支払った費用又は通訳人から請求されている費用をもって算定する。

エ　訴訟準備費用

　前条第１項第２号エに規定する訴訟準備費用は、診断書の作成料、弁護士法第２３条の２に基づく弁護士会照会の手数料又は判決書謄本の交付手数料につき、総額３万円を限度として、実費を支払う。

２　即決被告事件について、即決裁判手続によって審判する旨の決定がなされなかったとき又は即決裁判手続によって審判する旨の決定が取り消されたときは、通常の手続によって審判された事件に適用されるべき基準を適用して報酬及び費用を算定する。

（基礎報酬の算定に関する特則）

第２１条　普通国選弁護人契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護人に、次の各号のいずれかがあるときは、前条の規定にかかわらず、前条第１項第１号アに規定する基礎報酬の５０％をもって基礎報酬とする。

一　事件記録の閲覧又は謄写をすることなく第１回公判期日に立ち会ったとき。

二　第１回公判期日の前日までに、被告人と接見、電話交通又は打合せを行うことなく第１回公判期日に立ち会ったとき（弁護人が被告人に対して接見若しくは打合せの申入れを行ったとき又は起訴前に国選弁護人として接見、電話交通若しくは打合せを行ったときを除く。）。

２　普通国選弁護人契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護人が、第１回公判期日の前に解任された場合で、起訴後解任前に被告人と接見、電話交通若しくは打合せを行ったとき又は記録の閲覧若しくは謄写を行ったときは、基礎報酬を９０００円と算定し（ただし、被告人に対する接見若しくは打合せの申入れ又は裁判所への意見書等の書面提出を行ったにとどまるときは５０００円と算定する。）、第１９条第２項は適用しない。

（契約に定める請求がされなかったときの算定基準）

第２２条　普通国選弁護人契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護人が、約款第２２条第１項に規定する請求をしなかったときは、審理が即決裁判手続によって１回の公判期日で終了し、費用も発生していないものとみなし、かつ、前条第１項の各号に規定する事由があるものとみなして、第２０条第１項第１号アに規定する基礎報酬の５０％をもって、支給すべき報酬及び費用の額と算定する。ただし、解任された国選弁護人については、第１回公判期日の前に解任され、かつ、前条第２項に規定する活動がいずれも行われなかったものとみなして、報酬及び費用は支給しない。

第２款　一括国選弁護人契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

（報酬及び費用の種類）

第２３条　一括国選弁護人契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護人に対して、次のとおり報酬及び費用を支払う。

一　報酬

ア　通常報酬

①　基礎報酬

②　公判加算報酬

イ　遠距離接見等加算報酬

二　費用

ア　遠距離接見等交通費

イ　出張に伴う旅費・日当・宿泊料

ウ　通訳人費用

エ　訴訟準備費用

（報酬及び費用の算定基準）

第２４条　一括国選弁護人契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護人に対する報酬及び費用は、次のとおり算定する（複数の公訴事実が併合審理されている事件又は複数の被告人が併合審理されている事件が含まれているときも同様とする。）。

一　通常報酬

ア　基礎報酬

即決事件数（注）	報酬額
２件	９万５０００円
３件	１３万５０００円
４件	１７万円
５件以上	５万円×件数×８０％

（注）複数の被告人が併合審理されている事件があるときは、当該事件については、被告人の数をもって当該事件の数とする。

イ　公判加算報酬

公判加算報酬は第２０条第１項第１号イの例により算定する。

二　遠距離接見等加算報酬
遠距離接見等加算報酬は第２０条第１項第２号の例により算定する。

三　費用

ア　遠距離接見等交通費
遠距離接見等交通費は第２０条第１項第３号アの例により算定する。

イ　出張に伴う旅費・日当・宿泊料
出張に伴う旅費・日当・宿泊料は第２０条第１項第３号イの例により算定する。

ウ　通訳人費用
通訳人費用は第２０条第１項第３号ウの例により算定する。

エ　訴訟準備費用
訴訟準備費用は第２０条第１項第３号エの例により算定する。

（基礎報酬の算定に関する特則）
第２５条　一括国選弁護人契約に基づいて国選弁護人に選任された即決被告事件の中に、即決裁判手続によって審判する旨の決定がなされなかった事件又は即決裁判手続によって審判する旨の決定が取り消された事件があるときは、前条の規定にかかわらず、当該事件については通常の手続によって審判された事件に適用されるべき基準を適用して報酬及び費用を算定し、その余の事件について前条に基づき報酬及び費用を算定し、これらを合算して事件全体に対する報酬及び費用とする。

２　一括国選弁護人契約に基づいて国選弁護人に選任された即決被告事件の中に、第１回公判前に解任された事件があるときは、前条の規定にかかわらず、当該事件については第２１条第２項の例により基礎報酬を算定し、その余の事件について前条に基づき報酬及び費用を算定し、これらを合算して事件全体に対する報酬及び費用とする。

３　一括国選弁護人契約に基づいて国選弁護人に選任された即決被告事件の中に、第２１条第１項の各号に規定する事由のいずれかがある事件があるときは、次のとおり基礎報酬を算定する。

一　想定される基礎報酬を処理件数で除して、事件ごとの基準個別報酬額を算出する。

二　該当する事件について、基準個別報酬の５０％をもって当該事件に関する基礎報酬を算定する。

三　前号に基づいて算定した金額と、それ以外の事件についての基準個別

報酬額とを合算する。

四　前号に基づいて算出された金額を、事件全体に対する基礎報酬とする。

（契約に定める請求がされなかったときの算定基準）

第２６条　一括国選弁護人契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護人が、約款第２３条第１項に規定する請求をしなかった事件があるときは、当該事件については、審理が即決裁判手続によって１回の公判期日で終了し、費用も発生していないものとみなし、かつ、第２１条第１項の各号に規定する事由があるものとみなして、前条第３項の例により事件全体に対する報酬及び費用を算定する。ただし、解任された事件については、第１回公判期日の前に解任され、かつ、第２１条第２項に規定する活動がいずれも行われなかったものとみなして、前条第３項の例により事件全体に対する報酬及び費用を算定する。

第２節　即決被告事件以外の被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第１款　簡易裁判所における第一審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

（報酬及び費用の種類）

第２７条　刑事訴訟法第３６条、第３７条、第２９０条、第３１６条の４第２項、第３１６条の８第１項及び第２項（以下「刑事訴訟法第３６条等」という。）の規定に基づき、簡易裁判所における被告事件（即決被告事件を除く。）について、被告人のために選任された国選弁護人（被疑者国選弁護人又は即決被疑者国選弁護人が、被疑者の起訴後引き続き被告人の国選弁護人を務めるときを含む。以下第２節において同じ。）に対して、次のとおり報酬及び費用を支払う。

一　報酬

ア　通常報酬

①　基礎報酬

②　公判加算報酬

（１）実質公判期日に対する加算報酬

（２）整理手続期日に対する加算報酬

（３）判決宣告期日等に対する加算報酬
イ　遠距離接見等加算報酬
ウ　特別加算報酬
①　特別案件加算
②　特別成果加算
二　費用
ア　記録謄写費用
イ　遠距離接見等交通費
ウ　出張に伴う旅費・日当・宿泊料
エ　通訳人費用
オ　訴訟準備費用

２　被疑者国選弁護人又は即決被疑者国選弁護人に選任された国選弁護人が、起訴後引き続き被告人の国選弁護人を務めたときは、前項に規定する報酬から１万２０００円を控除するものとする。ただし、被疑者国選弁護人としての基礎報酬が２万円以下のときは当該報酬額の半額を控除額とする。

（報酬及び費用の算定基準）

第２８条　簡易裁判所における被告事件（即決被告事件を除く。以下第１款において同じ。）について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、次のとおり算定する（複数の公訴事実が併合審理されているときも同様とする。）。

一　通常報酬
ア　基礎報酬
国選弁護人が、実質公判期日に出頭したときは、次のとおり基礎報酬を算定する。
①　公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件　６万６０００円
②　公判前整理手続に付された事件　７万円
③　期日間整理手続に付された事件　６万６０００円
イ　公判加算報酬
①　実質審理を行った公判期日に対する加算報酬
（１）公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件
実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ａの立会時間（審理が公判期日の午前から午後にかけて行われたときは、公判期日

の開始時点から終了時点までの時間から、昼の休廷時間を除外した時間とする。以下同じ。）の区分に応じた報酬額を加算する。

（２）公判前整理手続に付された事件

実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ｂの立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

（３）期日間整理手続に付された事件

期日間整理手続に付された後に開廷された実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ｂの立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

②　整理手続期日に対する加算報酬

国選弁護人が、公判前整理手続期日（公判前整理手続に付された事件について行われる刑事訴訟規則第１７８条の１０の規定に基づく打合せ期日を含む。以下同じ。）又は期日間整理手続期日に出頭したときは、次のとおり加算報酬を算定する。

出頭した期日の回数×６５００円

③　判決宣告期日等に対する加算報酬

国選弁護人が、判決宣告期日等（手続期日のうち、実質公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。）に出頭したときは、次のとおり判決宣告期日等に対する加算報酬を算定する。

出頭した期日の回数（同一日における出頭は１回と算定する。以下同じ。）×３０００円

一の二　遠距離接見等加算報酬

遠距離接見等加算報酬は第２０条第１項第２号の例により算定する。

二　特別加算報酬

ア　特別案件加算

刑事訴訟法第３８条の３第１項第５号の規定に基づいて国選弁護人が解任された事件の国選弁護人に選任された国選弁護人について、次のとおり特別案件加算報酬を算定する。

国選弁護人の申出に基づき、通常報酬の５０％を加算する。

イ　特別成果加算

①　無罪等

（１）全部無罪

判決主文において公訴事実の全部について無罪が言い渡されたときは、国選弁護人の申出に基づき、５０万円を限度として、通常報酬の１００％を加算する。ただし、国選弁護人が公訴事実を争わなかったときを除く。

（２）一部無罪

判決主文において公訴事実の一部について無罪が言い渡されたときは、国選弁護人の申出に基づき、３０万円を限度として、通常報酬の５０％を加算する。ただし、国選弁護人が公訴事実を争わなかったときを除く。

（３）縮小認定等

次のいずれかに該当する場合は、国選弁護人の申出に基づき、２０万円を限度として、通常報酬の３０％を加算する。ただし、国選弁護人が公訴事実又は刑の減免事由の存在を争わなかったときを除く。

（ア）起訴状記載の公訴事実は法定刑に死刑の定めのある罪に係るものであったが、判決に示された罪となるべき事実は法定刑に死刑の定めのない罪に係るものであったとき。

（イ）起訴状記載の公訴事実は死刑又は無期若しくは短期１年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪に係るものであったが、判決で示された罪となるべき事実はこれらの罪以外の罪に係るものであったとき。

（ウ）判決理由において刑の減免事由に該当する事実が認められ、かつ刑の免除が言い渡され、又は法令の適用において刑の減軽がされたとき。

② 和解契約等

判決の罪となるべき事実に摘示された損害について、下記のとおり被害者に対する損害賠償等がなされ、これを証する書面が公判手続において証拠として取調べられたときは、国選弁護人の申出に基づき、下記の区分に応じた額（同一の損害について、被害者に対する損害賠償等を理由とする特別成果加算報酬が既に支給されているときは、これによる加算額を控除した額とする。）を加算する。ただし、交通事故に関する事案で、示談金が損害賠償責任保険によって全額賄われたときには加算しない。

記

・　判決の罪となるべき事実に摘示された全損害の５０％相当分以上について損害賠償がなされている場合　　　　　　１万円

・　判決の罪となるべき事実に摘示された全損害について、実質的に損害賠償がなされている場合　　　　　　　　　　２万円

・　判決の罪となるべき事実に摘示された全損害について、被害者との間で私法上の和解契約が成立している場合　　３万円

三　費用

ア　記録謄写費用

①　国選弁護人が謄写した記録（国選弁護人が写真機を使用して謄写し、印刷した記録を含む。）の枚数が２００枚を超えるときに、次のとおり記録謄写費用を算定する。

｛（謄写枚数）－２００｝×２０円

（カラー印刷されている記録をカラー複写したとき又はカラー印刷されている記録を写真機を使用して謄写し、カラー印刷したときは、カラー複写又はカラー印刷１枚当たり謄写枚数２枚と換算する。）

ただし、同一の事件に複数の国選弁護人が選任されているときでも、同一の記録について重ねて記録謄写費用を請求することはできない。

②（１）センターは、次に掲げる事件の訴訟記録については、国選弁護人の申出により、謄写枚数の全部につき国選弁護人が支払った実費を記録謄写費用として算定する。ただし、謄写枚数１枚当たり２０円（カラー印刷された記録をカラー複写したときは１００円）を上回ることはできない。

（ア）否認事件（一部否認事件を含む。）

（イ）第一審事件においては、法定刑に死刑の定めがある罪に係る事件

（ウ）控訴審においては、原判決の宣告刑が死刑又は無期懲役の事件

（エ）公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件

（オ）記録の丁数が２０００丁を超える事件

（２）前記（１）に該当する事件で、同一の事件に複数の国選弁護人が選任されている場合において、謄写記録の複製を作成した

ときは、複製枚数に１０円を乗じた金額を記録謄写費用として算定する。

③　センターは、紙以外の媒体を複製する方法によらなければ謄写することができない記録を謄写する場合には、国選弁護人の申出により、国選弁護人が支払った費用を記録謄写費用として算定する。

イ　遠距離接見等交通費

遠距離接見等交通費は第２０条第１項第３号アの例により算定する。

ウ　出張に伴う旅費・日当・宿泊料

出張に伴う旅費・日当・宿泊料は第２０条第１項第３号イの例により算定する。

エ　通訳人費用

通訳人費用は第２０条第１項第３号ウの例により算定する。

オ　訴訟準備費用

訴訟準備費用は第２０条第１項第３号エの例により算定する。

（基礎報酬の算定に関する特則）

第２９条　簡易裁判所における被告事件について選任された国選弁護人に、第２１条第１項の各号に規定する事由のいずれかがあるときは、前条の規定にかかわらず、前条第１号アに規定する基礎報酬の５０％をもって基礎報酬とし、特別案件加算は行わないものとする。

第２９条の２　簡易裁判所における被告事件について選任された国選弁護人が第１回公判期日の前に解任されたとき又は第１回公判期日の前に略式命令に対する正式裁判の請求が取り下げられたときは、基礎報酬を次のとおり算定し、第２７条第２項は適用しない。ただし、第１号、第４号及び第５号において、国選弁護人が、被告人に対する接見若しくは打合せの申入れ又は裁判所への意見書等の書面提出を行ったにとどまるときは、各金額から４０００円を減じた額をもって算定する。

一　被告人との接見、電話交通又は打合せを行ったとき　９０００円

二　記録の閲覧又は謄写を行ったとき　６０００円

三　記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分に検討したとき　１万６０００円

四　被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、記録の閲覧又は謄写を行ったとき　１万５０００円

五　被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分に検討したとき　　２万５０００円

２　第１回公判期日の前に解任された国選弁護人は、第２８条第３号ア①の規定にかかわらず謄写枚数の全部に２０円を乗じた金額を記録謄写費用として請求することができる。

（契約に定める請求がされなかったときの算定基準）

第３０条　簡易裁判所における被告事件について選任された国選弁護人が、約款第２２条第１項に規定する請求をしなかったときは、事件が整理手続に付されずに公判期日が１回で終了し、遠距離接見等は行われず、特別加算報酬を支給すべき事由はなく、費用も発生していないものとみなし、かつ、第２９条所定の事由があるものとみなして、実質公判期日が１回のときの基礎報酬の５０％をもって、支給すべき報酬及び費用の額と算定する。ただし、解任された国選弁護人については、第１回公判期日前に解任され、かつ、前条第１項に規定する活動がいずれも行われなかったものとみなして、報酬及び費用は支給しない。

第２款　簡易裁判所以外の裁判所における第一審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第１目　通則

（報酬及び費用の種類）

第３１条　刑事訴訟法第３６条等の規定に基づき、簡易裁判所以外の裁判所における第一審被告事件（即決被告事件を除く。以下第１目において同じ。）について、被告人のために選任された国選弁護人に対して、次のとおり報酬及び費用を支払う。

一　報酬

ア　通常報酬

①　基礎報酬

②　公判加算報酬

（１）実質公判期日に対する加算報酬

（２）整理手続期日に対する加算報酬

（３）判決宣告期日等に対する加算報酬
イ　遠距離接見等加算報酬
ウ　特別加算報酬
①　重大案件加算
②　特別案件加算
③　特別成果加算
二　費用
ア　記録謄写費用
イ　遠距離接見等交通費
ウ　出張に伴う旅費・日当・宿泊料
エ　通訳人費用
オ　訴訟準備費用

２　被疑者国選弁護人に選任されていた弁護士が、起訴後引き続き被告人の国選弁護人を務めたときは、前項に規定する報酬から１万５０００円を控除するものとする。ただし、被疑者国選弁護人としての基礎報酬が１万５０００円に満たないときは当該報酬額を控除額とする。

３　同一人を被疑者とする複数の被疑事件について被疑者国選弁護人に選任された弁護士が、当該被疑者の起訴後引き続き被告人の国選弁護人を務めたときも、第１項に規定する報酬から１万５０００円を控除するものとする。ただし、被疑者国選弁護人としての基礎報酬の合計額が２万円以下のときは当該報酬合計額の半額を控除額とする。

（基礎報酬の算定に関する特則）

第３２条　簡易裁判所以外の裁判所における第一審被告事件について選任された国選弁護人に、第２１条第１項の各号に規定する事由のいずれかがあるときは、前条の規定にかかわらず、通常適用される基礎報酬の５０％をもって基礎報酬とし、重大案件加算及び特別案件加算は行わないものとする。

第３２条の２　簡易裁判所以外の裁判所における第一審被告事件について選任された国選弁護人が、第１回公判期日の前に解任されたとき又は第１回公判期日の前に略式命令に対する正式裁判の請求が取り下げられたことにより活動を終了したときは、基礎報酬を次のとおり算定し、第３１条第２項は適用しない。ただし、第１号、第４号及び第５号において、国選弁護人が、被告人に対する接見若しくは打合せの申入れ又は裁判所への意見書

等の書面提出を行ったにとどまるときは、各金額から４０００円を減じた額をもって算定する。

一　被告人との接見、電話交通又は打合せを行ったとき
９０００円

二　記録の閲覧又は謄写を行ったとき　６０００円

三　記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分に検討したとき
１万６０００円

四　被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、記録の閲覧又は謄写を行ったとき　１万５０００円

五　被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分に検討したとき
２万５０００円

２　第１回公判期日の前に解任された国選弁護人は、第２８条第３号ア①の規定にかかわらず謄写枚数の全部に２０円を乗じた金額を記録謄写費用として請求することができる。

（契約に定める請求がされなかったときの算定基準）

第３３条　簡易裁判所以外の裁判所における被告事件について選任された国選弁護人が、約款第２２条第１項に規定する請求をしなかったときは、事件が整理手続に付されずに公判期日が１回で終了し、遠距離接見等は行われず、特別加算報酬を支給すべき事由はなく、費用も発生していないものとみなし、かつ、第３２条所定の事由があるものとみなして、実質公判期日が１回のときの基礎報酬の５０％をもって、支給すべき報酬及び費用の額と算定する。ただし、解任された国選弁護人については、第１回公判期日の前に解任され、かつ、前条第１項に規定する活動がいずれも行われなかったものとみなして、報酬及び費用は支給しない。

第２目　単独事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

（単独事件における報酬及び費用）

第３４条　裁判所法（昭和２２年法律第５９号）第２６条第２項第２号に規定する事件以外の事件（以下「単独事件」という。）について、被告人のために選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、第３６条に規

定するときを除き、次のとおり算定する（複数の公訴事実が併合審理されているときも同様とする。）。

一　通常報酬

ア　基礎報酬

国選弁護人が、実質公判期日に出頭したときは、次のとおり基礎報酬を算定する。

①　公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件　７万７０００円

②　公判前整理手続に付された事件　８万円

③　期日間整理手続に付された事件　７万７０００円

イ　公判加算報酬

①　実質公判期日に対する加算報酬

（１）公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件

実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ａ１の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

（２）公判前整理手続に付された事件

実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ｂ１の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

（３）期日間整理手続に付された事件

期日間整理手続に付された後に開廷された実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ｂ１の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

②　整理手続期日に対する加算報酬

国選弁護人が、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日に出頭したときは、次のとおり加算報酬を算定する。

出頭した期日の回数×７２００円

③　判決宣告期日等に対する加算報酬

国選弁護人が、判決宣告期日等に出頭したときは、次のとおり判決宣告期日等に対する加算報酬を算定する。

出頭した期日の回数×３０００円

二　遠距離接見等加算報酬

遠距離接見等加算報酬は第２０条第１項第２号の例により算定する。

三　特別加算報酬

ア　特別案件加算

特別案件加算報酬は第２８条第２号アの例により算定する。

イ　特別成果加算

特別成果加算報酬は第２８条第２号イの例により算定する。

四　費用

ア　記録謄写費用

記録謄写費用は第２８条第３号アの例により算定する。

イ　遠距離接見等交通費

遠距離接見等交通費は第２０条第１項第３号アの例により算定する。

ウ　出張に伴う旅費・日当・宿泊料

出張に伴う旅費・日当・宿泊料は第２０条第１項第３号イの例により算定する。

エ　通訳人費用

通訳人費用は第２０条第１項第３号ウの例により算定する。

オ　訴訟準備費用

訴訟準備費用は第２０条第１項第３号エの例により算定する。

第３目　通常合議事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

（通常合議事件における報酬及び費用）

第３５条　裁判所法第２６条第２項第２号に規定する事件（以下「法定合議事件」という。）で、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件又は故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件のいずれにも該当しない事件（以下「通常合議事件」という。）について、被告人のために選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、次のとおり算定する（複数の公訴事実が併合審理されているときも同様とする。）。

一　通常報酬

ア　基礎報酬

国選弁護人が、実質公判期日に出頭したときは、次のとおり基礎報酬を算定する。

①　公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件

８万８０００円

② 公判前整理手続に付された事件　　　　　　　９万円

③ 期日間整理手続に付された事件　　　　　　　８万８０００円

イ　公判加算報酬

① 実質審理を行った公判期日に対する加算報酬

（１）公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件

実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ａ２の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

（２）公判前整理手続に付された事件

実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ｂ２の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

（３）期日間整理手続に付された事件

期日間整理手続に付された後に開廷された実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ｂ２の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

② 整理手続期日に対する加算報酬

国選弁護人が、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日に出頭したときは、次のとおり加算報酬を算定する。

出頭した期日の回数×８０００円

③ 判決宣告期日等に対する加算報酬

国選弁護人が、判決宣告期日等に出頭したときは、次のとおり判決宣告期日等に対する加算報酬を算定する。

出頭した期日の回数×３０００円

二　遠距離接見等加算報酬

遠距離接見等加算報酬は第２０条第１項第２号の例により算定する。

三　特別加算報酬

ア　特別案件加算

特別案件加算報酬は第２８条第２号アの例により算定する。

イ　特別成果加算

特別成果加算報酬は第２８条第２号イの例により算定する。

四　費用

ア　記録謄写費用

記録謄写費用は第２８条第３号アの例により算定する。

イ　遠距離接見等交通費

遠距離接見等交通費は第２０条第１項第３号アの例により算定する。

ウ　出張に伴う旅費・日当・宿泊料

出張に伴う旅費・日当・宿泊料は第２０条第１項第３号イの例により算定する。

エ　通訳人費用

通訳人費用は第２０条第１項第３号ウの例により算定する。

オ　訴訟準備費用

訴訟準備費用は第２０条第１項第３号エの例により算定する。

（整理手続に付された裁定合議事件における報酬及び費用）

第３６条　単独事件のうち、裁判所法第２６条第２項第１号に基づく決定がなされた事件で、公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件については、前条の例により報酬及び費用を算定する。

第４目　重大合議事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

（重大合議事件における報酬及び費用）

第３７条　死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件又は法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件（以下「重大合議事件」という。）について、被告人のために選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、次のとおり算定する（複数の公訴事実が併合審理されているときも同様とする。）。

一　通常報酬

ア　基礎報酬

国選弁護人が、実質公判期日に出頭したときは、次のとおり基礎報酬を算定する。

①　公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件　９万９０００円

②　公判前整理手続に付された事件　１０万円

③　期日間整理手続に付された事件　９万９０００円

イ　公判加算報酬

①　実質審理を行った公判期日に対する加算報酬

（１）公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件

実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ａ３の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

（２）公判前整理手続に付された事件

実質公判期日について、開廷日ごとに、開廷日ごとに、別表Ｂ３の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

（３）期日間整理手続に付された事件

期日間整理手続に付された後に開廷された実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ｂ３の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

② 整理手続期日に対する加算報酬

国選弁護人が、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日に出頭したときは、次のとおり加算報酬を算定する。

出頭した期日の回数×８５００円

③ 判決宣告期日等に対する加算報酬

国選弁護人が、判決宣告期日等に出頭したときは、次のとおり判決宣告期日等に対する加算報酬を算定する。

出頭した期日の回数×３０００円

二 遠距離接見等加算報酬

遠距離接見等加算報酬は第２０条第１項第２号の例により算定する。

三 特別加算報酬

ア 重大案件加算

次の要件をすべて充たすときは、弁護人の申出に基づき、通常報酬の５０％を加算報酬として算定する。

① 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件で、当該犯罪に係る死亡被害者が２名以上である事件

② 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件

イ 特別案件加算

特別案件加算報酬は第２８条第２号アの例により算定する。ただし、上記アの加算が行われるときは特別案件加算は行わない。

ウ 特別成果加算

特別成果加算報酬は第２８条第２号イの例により算定する。

四 費用

ア　記録謄写費用

記録謄写費用は第２８条第３号アの例により算定する。

イ　遠距離接見等交通費

遠距離接見等交通費は第２０条第１項第３号アの例により算定する。

ウ　出張に伴う旅費・日当・宿泊料

出張に伴う旅費・日当・宿泊料は第２０条第１項第３号イの例により算定する。

エ　通訳人費用

通訳人費用は第２０条第１項第３号ウの例により算定する。

オ　訴訟準備費用

訴訟準備費用は第２０条第１項第３号エの例により算定する。

第４章　控訴審において選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

（報酬及び費用の種類）

第３８条　刑事訴訟法第３６条等の規定に基づき、控訴審被告事件について選任された国選弁護人に対して、次のとおり報酬及び費用を支払う。

一　報酬

ア　通常報酬

①　基礎報酬

②　公判加算報酬

（１）実質公判期日に対する加算報酬

（２）整理手続期日に対する加算報酬

（３）判決宣告期日等に対する加算報酬

イ　遠距離接見等加算報酬

ウ　特別加算報酬

①　重大案件加算

②　特別案件加算

③　特別成果加算

二　費用

ア　記録謄写費用

イ　遠距離接見等交通費

ウ　出張に伴う旅費・日当・宿泊料

エ　通訳人費用

オ　訴訟準備費用

（基礎報酬）

第３９条　控訴審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき基礎報酬は、国選弁護人が控訴趣意書又は答弁書（以下「控訴趣意書等」という。）を提出したとき（控訴趣意書等の提出後に控訴が取下げられたときを含む。）について、次のとおり算定する。

一　原審が即決裁判手続によって審判された事件である場合　４万円

二　原審が簡易裁判所の事件（即決裁判手続によって審判された事件を除く。）の場合　５万円

三　原審が地方裁判所又は家庭裁判所の事件（即決裁判手続によって審判された事件を除く。）の場合　６万円

２　原審記録の丁数が１０００を超えるときは、前項にかかわらず、弁護人の申出に基づき、次の区分にしたがった金額を基礎報酬と算定する。

原審記録	基礎報酬額
１０００丁を超え５０００丁以下	前項に規定する額の１５０％
５０００丁を超え１万丁以下	前項に規定する額の２００％
１万丁を超える場合	前項に規定する額の３００％

第３９条の２　控訴趣意書等の提出前に、控訴が取下げられたとき又は国選弁護人を解任されたときについては、基礎報酬を次のとおり算定する。ただし、第１号、第４号及び第５号において、国選弁護人が、被告人に対する接見又は打合せの申入れを行ったにとどまるときは、各金額から４０００円を減じた額をもって算定する。

一　被告人との接見、電話交通又は打合せを行ったとき　９０００円

二　原審記録の閲覧、謄写又は原審弁護人からの謄写記録の引継ぎ（以下「原審記録の閲覧等」という。）を行ったとき　６０００円

三　原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき　１万６０００円

四　被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき　1万5000円

五　被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
2万5000円

2　原審記録の丁数が1000を超えるときは、前項第2号から第5号までの規定にかかわらず、弁護人の申出に基づき、次の区分にしたがった金額を基礎報酬と算定する。ただし、各号のウ及びエにおいて、国選弁護人が、被告人に対する接見又は打合せの申入れを行ったにとどまるときは、各金額から4000円を減じた額をもって算定する。

一　原審記録の丁数が1000丁を超え5000丁以下のとき

ア　原審記録の閲覧等を行ったとき　9000円

イ　原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
2万4000円

ウ　被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき
1万8000円

エ　被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
3万3000円

二　原審記録の丁数が5000丁を超え1万丁以下のとき

ア　原審記録の閲覧等を行ったとき　1万2000円

イ　原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
3万2000円

ウ　被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき　2万1000円

エ　被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
4万1000円

三　原審記録の丁数が1万丁を超えるとき

ア　原審記録の閲覧等を行ったとき　1万8000円

イ　原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
4万8000円

ウ　被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき

２万７０００円

エ　被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき

５万７０００円

３　控訴趣意書等の提出の前に、控訴が取り下げられたとき又は国選弁護人を解任されたときは、国選弁護人は、第２８条第３号ア①の規定にかかわらず、謄写枚数の全部に２０円を乗じた金額を記録謄写費用として請求することができる。

（公判加算報酬）

第４０条　控訴審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき公判加算報酬は、次のとおり算定する。

一　実質審理を行った公判期日に対する加算報酬

開廷された実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ｂ２の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

二　整理手続期日に対する加算報酬

国選弁護人が、期日間整理手続期日に出頭したときは、次のとおり加算報酬を算定する。

出頭した期日の回数×８０００円

三　判決宣告期日等に対する加算報酬

国選弁護人が、判決宣告期日等に出頭したときは、次のとおり判決宣告期日等に対する加算報酬を算定する。

出頭した期日の回数×３０００円

（遠距離接見等加算報酬）

第４１条　控訴審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき遠距離接見等加算報酬は第２０条第１項第２号の例により算定する。

（重大案件加算報酬）

第４２条　控訴審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき重大案件加算報酬は、原審被告事件が第３７条第３号アに規定する要件を満たすときに、国選弁護人の申出に基づき、通常報酬の合計額をもって加算報酬として算定する。

（特別案件加算報酬）

第４３条　控訴審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき特別案件加算報酬は、原審又は控訴審において刑事訴訟法第３８条の３第１項第５号に基づき国選弁護人が解任された事件について選任された国選弁護人に対し、第２８条第２号アの例により算定する。ただし、第４２条に規定する加算が行われるときは特別案件加算は行わない。

（特別成果加算報酬）

第４４条　控訴審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき特別成果加算報酬は、第２８条第２号イの例により算定する。ただし、第一審において第２８条第２号イによる加算がなされているときは、重ねて同一の理由に基づく加算は行わない。

（費用）

第４５条　控訴審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき費用は、次のとおり算定する。

一　記録謄写費用

　記録謄写費用は第２８条第３号アの例により算定する。

二　遠距離接見等交通費

　遠距離接見等交通費は第２０条第１項第３号アの例により算定する。

三　出張に伴う旅費・日当・宿泊料

　出張に伴う旅費・日当・宿泊料は第２０条第１項第３号イの例により算定する。

四　通訳人費用

　通訳人費用は第２０条第１項第３号ウの例により算定する。

五　訴訟準備費用

　訴訟準備費用は第２０条第１項第３号エの例により算定する。

（基礎報酬の算定に関する特則）

第４６条　控訴審被告事件について選任された国選弁護人に、次の各号に規定する事由のいずれかがあるときは、第３９条第１項及び第２項の規定にかかわらず、同条第１項に規定する基礎報酬の５０％をもって基礎報酬とし、重大案件加算及び特別案件加算は行わないものとする。

一　原審記録の閲覧、謄写又は原審弁護人からの謄写記録の引継ぎを行うことなく控訴趣意書を作成したとき。

二　被告人と接見、電話交通又は打合せを行うことなく控訴趣意書を作成したとき（弁護人が被告人に対して接見又は打合せの申入れをしている

ときを除く。）。

（契約に規定する報酬及び費用の請求がされなかったときの算定基準）

第４７条　控訴審被告事件について選任された国選弁護人が、約款第２２条第１項に規定する請求をしなかったときは、控訴趣意書等の提出がなされず、被告人との接見又は打合せ若しくは原審記録の閲覧、謄写又は原審弁護人からの謄写記録の引継ぎも行われず、費用も発生しなかったものとみなして、報酬及び費用は支給しない。

第５章　上告審において選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

（報酬及び費用の種類）

第４８条　刑事訴訟法第３６条等の規定に基づき、上告審被告事件について選任された国選弁護人に対して、次のとおり報酬及び費用を支払う。

一　報酬

ア　通常報酬

①　基礎報酬

②　公判加算報酬

イ　遠距離接見等加算報酬

ウ　特別加算報酬

①　重大案件加算

②　無罪等加算

二　費用

ア　記録謄写費用

イ　遠距離接見等交通費

ウ　出張に伴う旅費・日当・宿泊料

エ　通訳人費用

オ　訴訟準備費用

（基礎報酬）

第４９条　上告審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき基礎報酬は、国選弁護人が上告趣意書又は答弁書（以下「上告趣意書等」という。）を提出したとき（上告趣意書等の提出後に上告が取下げられたときを含む。）について、次のとおり算定する。

一　原々審が即決裁判手続によって審判された事件である場合

４万円

二　原々審が簡易裁判所の事件（即決裁判手続によって審判された事件を除く。）の場合

５万円

三　原々審が地方裁判所又は家庭裁判所の事件（即決裁判手続によって審判された事件を除く。）の場合

６万円

２　原審記録の丁数が１０００を超えるときは、前項に関わらず、弁護人の申出に基づき、次の区分にしたがった金額を基礎報酬と算定する。

原審記録	基礎報酬額
１０００丁を超え５０００丁以下	前項に規定する額の１５０％
５０００丁を超え１万丁以下	前項に規定する額の２００％
１万丁を超える場合	前項に規定する額の３００％

第４９条の２　上告趣意書等の提出前に、上告が取下げられたとき又は国選弁護人を解任されたときについては、基礎報酬を次のとおり算定する。ただし、第１号、第４号及び第５号において、国選弁護人が、被告人に連絡をとったにとどまるときは、４０００円を減じた額をもって算定する。

一　被告人との接見、電話交通又は打合せを行ったとき

９０００円

二　原審記録の閲覧等を行ったとき　６０００円

三　原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき

１万６０００円

四　被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき

１万５０００円

五　被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき

２万５０００円

２　原審記録の丁数が１０００を超えるときは、前項第２号から第５号までの規定にかかわらず、弁護人の申出に基づき、次の区分にしたがった金額を基礎報酬と算定する。ただし、各号のウ及びエにおいて、国選弁護人が、被告人に連絡をとったにとどまるときは、４０００円を減じた額をもって

算定する。
一　原審記録の丁数が１０００丁を超え５０００丁以下のとき
ア　原審記録の閲覧等を行ったとき　　　　　　　　９０００円
イ　原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
２万４０００円
ウ　被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき
１万８０００円
エ　被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
３万３０００円
二　原審記録の丁数が５０００丁を超え１万丁以下のとき
ア　原審記録の閲覧等を行ったとき　　　　　１万２０００円
イ　原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
３万２０００円
ウ　被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき　　　　　　　　　２万１０００円
エ　被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
４万１０００円
三　原審記録の丁数が１万丁を超えるとき
ア　原審記録の閲覧等を行ったとき　　　　　１万８０００円
イ　原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
４万８０００円
ウ　被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき　　　　　　　　　２万７０００円
エ　被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
５万７０００円

３　上告趣意書等の提出の前に、上告が取下げられたとき又は国選弁護人を解任されたときは、国選弁護人は、第２８条第３号ア①の規定にかかわらず、謄写枚数の全部に２０円を乗じた金額を記録謄写費用として請求することができる。

（公判加算報酬）

第５０条　上告審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき公判加算報酬は次のとおり算定する。

開廷された実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ｂ３の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

（遠距離接見等加算報酬）

第５１条　上告審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき遠距離接見等加算報酬は、第２０条第１項第２号の例により算定する。

（重大案件加算報酬）

第５２条　上告審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき重大案件加算報酬は、原々審被告事件が第３７条第３号アに規定する要件を充すときに、国選弁護人の申出に基づき、通常報酬の合計額をもって加算報酬として算定する。

（無罪等加算報酬）

第５２条の２　上告審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき無罪等加算報酬は、第２８条第２号イ①の例により算定する。ただし、第一審又は控訴審において、第２８条第２号イ①による加算がなされているときは、重ねて同一の理由による加算は行わない。

（費用）

第５３条　上告審被告事件について選任された国選弁護人に対する費用は、次のとおり算定する。

一　記録謄写費用

記録謄写費用は第２８条第３号アの例により算定する。

二　遠距離接見等交通費

遠距離接見等交通費は第２０条第１項第３号アの例により算定する。

三　出張に伴う旅費・日当・宿泊料

出張に伴う旅費・日当・宿泊料は第２０条第１項第３号イの例により算定する。

四　通訳人費用

通訳人費用は第２０条第１項第３号ウの例により算定する。

五　訴訟準備費用

訴訟準備費用は第２０条第１項第３号エの例により算定する。

（基礎報酬の算定に関する特則）

第５４条　上告審被告事件について選任された国選弁護人に、次の各号に規定する事由のいずれかがあるときは、第４９条第１項及び第２項の規定にかかわらず、同条第１項に規定する基礎報酬の５０％をもって基礎報酬とし、重大案件加算は行わないものとする。

一　原審記録の閲覧、謄写又は原審弁護人からの謄写記録の引継ぎを行うことなく上告趣意書を作成したとき。

二　被告人と連絡をとることなく上告趣意書を作成したとき。

（契約に規定する請求がされなかったときの算定基準）

第５５条　上告審被告事件について選任された国選弁護人が、約款第２２条第１項に規定する請求をしなかったときは、上告趣意書等の提出がなされず、被告人との接見若しくは打合せ又は原審記録の閲覧、謄写若しくは原審弁護人からの謄写記録の引継ぎも行われず、費用も発生しなかったものとみなして、報酬及び費用は支給しない。

以上

公判加算表（別表）

A　簡裁（整理なし）		
時間区分	報酬額（1回目）	報酬額（2回目以降）
～45分	0	5,600
45分～1時間半	5,600	7,700
1時間半～2時間半	7,700	12,600
2時間半～3時間半	12,600	18,600
3時間半～4時間半	18,600	26,400
4時間半～5時間半	26,400	36,900
5時間半～	36,900	42,900

B　簡裁（整理あり）		
時間区分	報酬額（1回目）	報酬額（2回目以降）
～45分	0	6,200
45分～1時間半	6,200	9,100
1時間半～2時間半	9,100	15,800
2時間半～3時間半	15,800	24,100
3時間半～4時間半	24,100	34,500
4時間半～5時間半	34,500	48,200
5時間半～	48,200	56,500

A1（地裁・単独事件）		
時間区分	報酬額（1回目）	報酬額（2回目以降）
～45分	0	5,800
45分～1時間半	5,800	8,200
1時間半～2時間半	8,200	13,600
2時間半～3時間半	13,600	20,500
3時間半～4時間半	20,500	29,100
4時間半～5時間半	29,100	40,600
5時間半～	40,600	47,400

B1（地裁・単独事件・整理あり）		
時間区分	報酬額（1回目）	報酬額（2回目以降）
～45分	0	6,400
45分～1時間半	6,400	9,600
1時間半～2時間半	9,600	16,800
2時間半～3時間半	16,800	25,900
3時間半～4時間半	25,900	37,200
4時間半～5時間半	37,200	52,000
5時間半～	52,000	61,100

A2（地裁・通常合議事件）		
時間区分	報酬額（1回目）	報酬額（2回目以降）
～45分	0	6,000
45分～1時間半	6,000	8,700
1時間半～2時間半	8,700	14,700
2時間半～3時間半	14,700	22,300
3時間半～4時間半	22,300	31,800
4時間半～5時間半	31,800	44,400
5時間半～	44,400	52,000

B2（地裁・通常合議事件・整理あり）		
時間区分	報酬額（1回目）	報酬額（2回目以降）
～45分	0	7,500
45分～1時間半	7,500	12,300
1時間半～2時間半	12,300	23,200
2時間半～3時間半	23,200	36,800
3時間半～4時間半	36,800	53,600
4時間半～5時間半	53,600	74,700
5時間半～	74,700	88,300

A3（地裁・裁判員対象事件）		
時間区分	報酬額（1回目）	報酬額（2回目以降）
～45分	0	6,200
45分～1時間半	6,200	9,100
1時間半～2時間半	9,100	15,800
2時間半～3時間半	15,800	24,100
3時間半～4時間半	24,100	34,500
4時間半～5時間半	34,500	48,200
5時間半～	48,200	56,500

B3（地裁・裁判員対象事件・整理あり）		
時間区分	報酬額（1回目）	報酬額（2回目以降）
～45分	0	7,900
45分～1時間半	7,900	13,200
1時間半～2時間半	13,200	25,300
2時間半～3時間半	25,300	40,400
3時間半～4時間半	40,400	59,000
4時間半～5時間半	59,000	82,200
5時間半～	82,200	97,400

別添２

「国選弁護人の事務に関する契約約款・本則」新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　　　行
（被告人の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士による請求に関する事項）	（被告人の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士による請求に関する事項）
第２２条　（略）	第２２条　（同左）
一～七　（略）	一～七　（同左）
八　実質公判期日の各立会時間（審理が公判期日の午前から午後にかけて行われたときは、公判期日の開始時点から終了時点までの時間から、昼の休廷時間を控除した時間とする。以下同じ。）	八　公判前整理手続又は期日間整理手続に付されなかった事件にあっては４回目以降の実質公判期日の各立会時間（審理が公判期日の午前から午後にかけて行われたときは、公判期日の開始時点から終了時点までの時間から、昼の休廷時間を控除した時間とする。以下同じ。）
（削除）	九　公判前整理手続に付された事件にあっては２回目以降の実質公判期日の各立会時間
（削除）	十　３回目の実質公判期日終了後に期日間整理手続に付された事件にあっては４回目以降の実質公判期日の各立会時間
（削除）	十一　３回目の実質公判期日以前に期日間整理手続に付された事件にあっては期日間整理手続に付された後に行われた実質公判期日の各立会時間
九　（略）	十二　（同左）
十　（略）	十三　（同左）
十一　（略）	十四　（同左）
十二　（略）	十五　（同左）
十三　（略）	十六　（同左）
２～１１　（略）	２～１１　（同左）

「国選弁護人の事務に関する契約約款・別紙（算定基準）」新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　　　行
（報酬及び費用の算定基準）	（報酬及び費用の算定基準）
第２８条　（略）	第２８条　（同左）
一　通常報酬	一　通常報酬
ア　基礎報酬	ア　基礎報酬
国選弁護人が、実質公判期日に出頭したときは、次のとおり基礎報酬を算定する。	基礎報酬は、国選弁護人が出頭した手続期日のうち、実質審理（弁論又は証拠調べが行われた審理をいう。以下同じ。）が行われた公判期日（公判準備期日を含み、整理手続期日を含まない。以下「実質公判期日」という。）の開廷数（同一日における開廷は１回と算定する。以下同じ。）に応じて、次のとおり算定する。
①　公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件 ６万６０００円	①　公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件 実質公判期日の開廷数が １回の場合　６万円 ２回の場合　６万６０００円 ３回以上の場合　７万２０００円
②　公判前整理手続に付された事件 ７万円	②　公判前整理手続に付された事件 ７万円
③　期日間整理手続に付された事件 ６万６０００円	③　期日間整理手続に付された事件 期日間整理手続に付されるまでに開廷された実質公判期日の開廷数が １回の場合　６万円 ２回の場合　６万６０００円 ３回以上の場合　７万２０００円
イ　公判加算報酬	イ　公判加算報酬
①　実質審理を行った公判期日に対する加算報酬	①　実質審理を行った公判期日に対する加算報酬
（１）公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件	（１）公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件

実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Aの立会時間（審理が公判期日の午前から午後にかけて行われたときは、公判期日の開始時点から終了時点までの時間から、昼の休廷時間を除外した時間とする。以下同じ。）の区分に応じた報酬額を加算する。	実質公判期日の開廷数が３回を超えるときは、４回目以降の実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Aの立会時間（審理が公判期日の午前から午後にかけて行われたときは、公判期日の開始時点から終了時点までの時間から、昼の休廷時間を除外した時間とする。以下同じ。）の区分に応じた報酬額を加算する。
（２）公判前整理手続に付された事件 実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Bの立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。	（２）公判前整理手続に付された事件 実質公判期日の開廷数が１回を超えるときは、２回目以降の実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Bの立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。
（３）　（略）	（３）　（同左）
②・③　（略）	②・③　（同左）
一の二～三　（略）	一の二～三　（同左）
（単独事件における報酬及び費用） 第３４条　（略）	（単独事件における報酬及び費用） 第３４条　（同左）
一　通常報酬 ア　基礎報酬 国選弁護人が、実質公判期日に出頭したときは、次のとおり基礎報酬を算定する。	一　通常報酬 ア　基礎報酬 基礎報酬は、実質公判期日の開廷数に応じて、次のとおり算定する。
①　公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件 ７万７０００円	①　公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件 実質公判期日の開廷数が １回の場合　７万円 ２回の場合　７万７０００円 ３回以上の場合　８万４０００円
②　公判前整理手続に付された事件 ８万円	②　公判前整理手続に付された事件 ８万円
③　期日間整理手続に付された事件 ７万７０００円	③　期日間整理手続に付された事件 期日間整理手続に付されるまでに開廷された実質公判期日が

	１回の場合　　　７万円 ２回の場合　　　７万７０００円 ３回以上の場合　８万４０００円
イ　公判加算報酬	イ　公判加算報酬
①　実質公判期日に対する加算報酬	①　実質公判期日に対する加算報酬
（１）公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件 実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ａ１の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。	（１）公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件 実質公判期日の開廷数が３回を超えるときは、４回目以降の実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ａ１の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。
（２）公判前整理手続に付された事件 実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ｂ１の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。	（２）公判前整理手続に付された事件 実質公判期日の開廷数が１回を超えるときは、２回目以降の実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ｂ１の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。
（３）　（略）	（３）　（同左）
②・③　（略）	②・③　（同左）
二～四　（略）	二～四　（同左）
（通常合議事件における報酬及び費用）	（通常合議事件における報酬及び費用）
第３５条　（略）	第３５条　（同左）
一　通常報酬	一　通常報酬
ア　基礎報酬	ア　基礎報酬
国選弁護人が、実質公判期日に出頭したときは、次のとおり基礎報酬を算定する。	基礎報酬は、実質公判期日の開廷数に応じて、次のとおり算定する。
①　公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件 ８万８０００円	①　公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件 実質公判期日の開廷数が １回の場合　　　８万円 ２回の場合　　　８万８０００円 ３回以上の場合　９万６０００円
②　公判前整理手続に付された事件 ９万円	②　公判前整理手続に付された事件 ９万円
③　期日間整理手続に付された事件	③　期日間整理手続に付された事件

８万８０００円	期日間整理手続に付されるまでに開廷された実質公判期日が １回の場合　　　８万円 ２回の場合　　　８万８０００円 ３回以上の場合　９万６０００円
イ　公判加算報酬	イ　公判加算報酬
①　実質審理を行った公判期日に対する加算報酬	①　実質審理を行った公判期日に対する加算報酬
（１）公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件 実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ａ２の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。	（１）公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件 実質公判期日の開廷数が３回を超えるときは、４回目以降の実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ａ２の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。
（２）公判前整理手続に付された事件 実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ｂ２の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。	（２）公判前整理手続に付された事件 実質公判期日の開廷数が１回を超えるときは、２回目以降の実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ｂ２の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。
（３）　（略）	（３）　（同左）
②・③　（略）	②・③　（同左）
二～四　（略）	二～四　（同左）
（重大合議事件における報酬及び費用）	（重大合議事件における報酬及び費用）
第３７条　（略）	第３７条　（同左）
一　通常報酬	一　通常報酬
ア　基礎報酬	ア　基礎報酬
国選弁護人が、実質公判期日に出頭したときは、次のとおり基礎報酬を算定する。	基礎報酬は、実質公判期日の開廷数に応じて、次のとおり算定する。
①　公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件 ９万９０００円	①　公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件 実質公判期日の開廷数が １回の場合　　　９万円 ２回の場合　　　９万９０００円 ３回以上の場合１０万８０００円

②　公判前整理手続に付された事件　１０万円	②　公判前整理手続に付された事件　１０万円
③　期日間整理手続に付された事件　９万９０００円	③　期日間整理手続に付された事件 期日間整理手続に付されるまでに開廷された実質公判期日が １回の場合　９万円 ２回の場合　９万９０００円 ３回以上の場合１０万８０００円
イ　公判加算報酬	イ　公判加算報酬
①　実質審理を行った公判期日に対する加算報酬	①　実質審理を行った公判期日に対する加算報酬
（１）公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件 実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ａ３の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。	（１）公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件 実質公判期日の開廷数が３回を超えるときは、４回目以降の実質公判期日について､開廷日ごとに､別表Ａ３の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。
（２）公判前整理手続に付された事件 実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Ｂ３の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。	（２）公判前整理手続に付された事件 実質公判期日の開廷数が１回を超えるときは、２回目以降の実質公判期日について､開廷日ごとに､別表Ｂ３の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。
（３）　（略）	（３）　（同左）
②・③　（略）	②・③　（同左）
二～四　（略）	二～四　（同左）
公判加算表（別表）・・・別紙１のとおり	公判加算表（別表）・・・別紙２のとおり

（別紙１）

公判加算表（別表）

A　簡裁（整理なし）		
時間区分	報酬額（1回目）	報酬額（2回目以降）
～45分	0	5,600
45分～1時間半	5,600	7,700
1時間半～2時間半	7,700	12,600
2時間半～3時間半	12,600	18,600
3時間半～4時間半	18,600	26,400
4時間半～5時間半	26,400	36,900
5時間半～	36,900	42,900

B　簡裁（整理あり）		
時間区分	報酬額（1回目）	報酬額（2回目以降）
～45分	0	6,200
45分～1時間半	6,200	9,100
1時間半～2時間半	9,100	15,800
2時間半～3時間半	15,800	24,100
3時間半～4時間半	24,100	34,500
4時間半～5時間半	34,500	48,200
5時間半～	48,200	56,500

A1（地裁・単独事件）		
時間区分	報酬額（1回目）	報酬額（2回目以降）
～45分	0	5,800
45分～1時間半	5,800	8,200
1時間半～2時間半	8,200	13,600
2時間半～3時間半	13,600	20,500
3時間半～4時間半	20,500	29,100
4時間半～5時間半	29,100	40,600
5時間半～	40,600	47,400

B1（地裁・単独事件・整理あり）		
時間区分	報酬額（1回目）	報酬額（2回目以降）
～45分	0	6,400
45分～1時間半	6,400	9,600
1時間半～2時間半	9,600	16,800
2時間半～3時間半	16,800	25,900
3時間半～4時間半	25,900	37,200
4時間半～5時間半	37,200	52,000
5時間半～	52,000	61,100

A2（地裁・通常合議事件）		
時間区分	報酬額（1回目）	報酬額（2回目以降）
～45分	0	6,000
45分～1時間半	6,000	8,700
1時間半～2時間半	8,700	14,700
2時間半～3時間半	14,700	22,300
3時間半～4時間半	22,300	31,800
4時間半～5時間半	31,800	44,400
5時間半～	44,400	52,000

B2（地裁・通常合議事件・整理あり）		
時間区分	報酬額（1回目）	報酬額（2回目以降）
～45分	0	7,500
45分～1時間半	7,500	12,300
1時間半～2時間半	12,300	23,200
2時間半～3時間半	23,200	36,800
3時間半～4時間半	36,800	53,600
4時間半～5時間半	53,600	74,700
5時間半～	74,700	88,300

A3（地裁・裁判員対象事件）		
時間区分	報酬額（1回目）	報酬額（2回目以降）
～45分	0	6,200
45分～1時間半	6,200	9,100
1時間半～2時間半	9,100	15,800
2時間半～3時間半	15,800	24,100
3時間半～4時間半	24,100	34,500
4時間半～5時間半	34,500	48,200
5時間半～	48,200	56,500

B3（地裁・裁判員対象事件・整理あり）		
時間区分	報酬額（1回目）	報酬額（2回目以降）
～45分	0	7,900
45分～1時間半	7,900	13,200
1時間半～2時間半	13,200	25,300
2時間半～3時間半	25,300	40,400
3時間半～4時間半	40,400	59,000
4時間半～5時間半	59,000	82,200
5時間半～	82,200	97,400

（別紙2）

公判加算表（別表）

Ａ　簡裁（整理なし）	
時間区分	報酬額
～45分	5,600
45分～1時間半	7,700
1時間半～2時間半	12,600
2時間半～3時間半	18,600
3時間半～4時間半	26,400
4時間半～5時間半	36,900
5時間半～	42,900

Ｂ　簡裁（整理あり）	
時間区分	報酬額
～45分	6,200
45分～1時間半	9,100
1時間半～2時間半	15,800
2時間半～3時間半	24,100
3時間半～4時間半	34,500
4時間半～5時間半	48,200
5時間半～	56,500

Ａ1（地裁・単独事件）	
時間区分	報酬額
～45分	5,800
45分～1時間半	8,200
1時間半～2時間半	13,600
2時間半～3時間半	20,500
3時間半～4時間半	29,100
4時間半～5時間半	40,600
5時間半～	47,400

Ｂ1（地裁・単独事件・整理あり）	
時間区分	報酬額
～45分	6,400
45分～1時間半	9,600
1時間半～2時間半	16,800
2時間半～3時間半	25,900
3時間半～4時間半	37,200
4時間半～5時間半	52,000
5時間半～	61,100

Ａ2（地裁・通常合議事件）	
時間区分	報酬額
～45分	6,000
45分～1時間半	8,700
1時間半～2時間半	14,700
2時間半～3時間半	22,300
3時間半～4時間半	31,800
4時間半～5時間半	44,400
5時間半～	52,000

Ｂ2（地裁・通常合議事件・整理あり）	
時間区分	報酬額
～45分	7,500
45分～1時間半	12,300
1時間半～2時間半	23,200
2時間半～3時間半	36,800
3時間半～4時間半	53,600
4時間半～5時間半	74,700
5時間半～	88,300

Ａ3（地裁・裁判員対象事件）	
時間区分	報酬額
～45分	6,200
45分～1時間半	9,100
1時間半～2時間半	15,800
2時間半～3時間半	24,100
3時間半～4時間半	34,500
4時間半～5時間半	48,200
5時間半～	56,500

Ｂ3（地裁・裁判員対象事件・整理あり）	
時間区分	報酬額
～45分	7,900
45分～1時間半	13,200
1時間半～2時間半	25,300
2時間半～3時間半	40,400
3時間半～4時間半	59,000
4時間半～5時間半	82,200
5時間半～	97,400